THE JTCCM JOURNAL

# 建材試験情報

**慰建材試験センター** 

巻頭言

新年のご挨拶

岩田誠二

#### 特集:第三者認証制度と認証機関の役割

- 1. 第三者認証制度と認証機関の役割
- 2. 消費者と生産者をつなぐ第三者認証機関
  - 品本主義への挑戦 -
- 3. 第三者機関
- 4. 事業者・実務者の声
  - 4-1 ISOとの出会い
  - 4-2 ゼネコンにとっての標準の役割とJISへの期待
- 5. (財)建材試験センターの認証業務
  - 5-1 マネジメントシステム認証の取り組み
  - 5-2 新JISマーク表示制度の期待と対応

#### WUFI

フラウンホーファー研究所と非定常熱湿気同時移動の シミュレーションプログラム・WUFI(その4)

田中辰明

かんきょう随想(7)

サンシャイン計画発足の頃

木村建一





# SUGA

# ホームページ http://www.sugatest.co.jp

# 最新鋭の耐候(光)・腐食試験機・測色計

#### メタリングバーチカルウェザーメーター

世界初! 垂直型メタリングランプ



- ●自製垂直メタリングランプ 3kW
- 水平型メタリングランプ 6kWタイプもあります。
- ●超促進試験を実現
- ●放射照度300~1000W/m<sup>2</sup> (300~400nm)
- ●試料は垂直回転で均一露光

MV3000

#### 塩水噴霧試験機

噴霧液のpH・塩濃度が一定に保てる!



- ●蒸気発生機
  - 温湿度を精確に保持
- ●溶液補給タンク 空気遮断ボード付でpH, 塩濃度一定
- ●フロートバルブ式溶液溜
- 噴霧液一定温度
- ●溶液作製タンク空気遮断ボード付キャスター付

#### スーパーキセノンウェザーメーター

優れた相関性と促進性



- ●自製キセノンランプ7.5kW 12kWタイプもあります。
- ●放射照度48~200W/m² (300~400nm)
- ●180W/m<sup>2</sup>においてBPT63℃
- ●自動車業界をはじめ各界の 煙進機

SX75

#### 塩乾湿 複合サイクル試験機

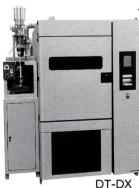
塩水噴霧・乾燥・湿潤サイクル試験の標準機



- ●pH,塩濃度一定 ●JIS,ISO,自動車
- ●JIS, ISO, 自動車 規格等に対応
- ●「噴霧ロス防止噴霧塔」で噴霧粒子・分布均一
- ●透明上蓋(2重断 熱構造)で内部観 察容易

耐候吹付汚染促進試験機

屋外暴露の汚染を再現



- ●建材試験センター規格 JSTM J7602対応
- ●光照射が可能な汚染促進 耐候試験機
- ●懸濁水流下汚染試験機もあります

#### タッチパネル式分光測色計

当社独自のタブルビーム方式(PAT.)長時間安定測定



- ●NISTトレーサビリティ確立の分光測色計
- ●波長範囲380~780nm(5nm間隔)回折格子分光方式
- ●d/8(正反射光除く), D/8(正反射光含む) 切換
- ●A, C, D<sub>65</sub>, F<sub>6</sub>, F<sub>8</sub>, F<sub>10</sub>, F<sub>11</sub>光の各2度視野及び10度視野
- ●測定項目:分光反射(透過)率、XYZ, L\*a\*b\*, △E\*, マンセル、ISO染色堅ろう度等級直読等全22項目

スガの"技術と品質"信頼の証し 国家認定 *JCSS* 分光放射照度校正 *JNIA* 染色堅ろう度試験

Weathering-Colour

スが試験機株式会社

本社・研究所 160-0022 東京都新宿区新宿5丁目4番14号 TEL03(3354)5241 FAX03(3354)5275 支店 名古屋 **2**052(701)8375・大阪 **2**06(6386)2691・広島 **2**082(296)1501 (その他の製品) サンシャインウェザーメーター・分光老化試験機・ガス腐食試験人 オゾンウェザーメーター・耐水・塵埃試験機・光沢計・ヘーズメーター・写像性測定器・燃焼性試験器

# 確保可能なデジタ

#### 高強度コンクリート 3000kN 耐圧試験機

最大荷重3000kN

ハイアクティス 3000kN

ねじれや緩みの起きないボックス型高剛性設計品

- 3000kN·高剛性設計
- CPU自動制御
- 電子式爆裂防止機能付
- コンパクト設計
- タッチパネル&キーボード制御



デジタル高感度

# デジタル式

夏期・冬期でも安心して試験できる

- 無注水・注水兼用型 装置温度が確認できる
- 個人測定誤差がない データ保存・取込可能
- トレーサビリティーがある





ダブルチェッカー

ウェットスクリーニングが必要ない単位水量測定器

- 納得出来る測定原理
- 5分測定
- トレーサビリティーがある● 15kg試料
- 改善策が即時に考察可能
- 性能±5kg/m3









株式会社

JCSS計量法校正認定制度「力」認定の事業者取得 東日本地区:東京営業所03-5819-8844(担当:春日) 中日本地区: 名古屋営業所 052-809-4010 (担当: 繁田) 西日本地区: 大阪営業所072-869-3201(担当: 榎本) 九州地区: 九州営業所092-919-7620(担当:北川)

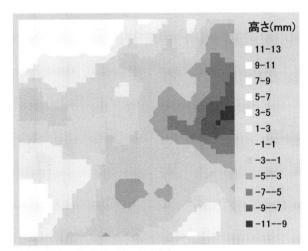
★詳細・技術説明はホームページで!http://www.marui-test.com<http://www.marui-group.co.jp> E-mail:sales@marui-group.co.jp(お客様専用)

## レーザー

# 床レベル計測器

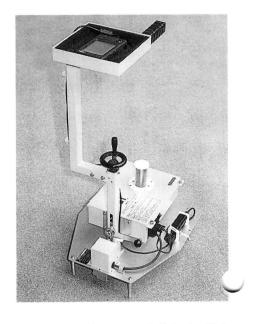
# FL-200 初登場!

床の凸凹が一目でわかり 次工程の手直しを減らせます。



結果(等高線グラフ)出力例





#### ■用涂

- ○ビル、マンション、工場における床仕上げの精度 測定。
- ○建具、間什切り、セルフレベリング施工のための 平面度測定。
- ○機械・設備機器等の設置面のレベル測定。

#### ■特長

- ○最新のレーザー技術を応用した高精度センサで 1 mm 以下の精度で連続測定。
- ○200㎡ ならわずか5分。1人であっという間に詳 細な計測ができます。
- ○データ整理も簡単。WindowsのExcelを使って数 値表示やカラー等高線グラフで出力できます。

#### ■効果

- ○床仕上げ技術の向上。
- ○レベル計測の人件費の節約。
- ○手直し費用の削減。
- ○材料代の節約。

計測サービスもいたします。

ホームページ http://www.tokimec.co.jp/const/

#### 株式会社 トキメック 自動建機

本社・東京営業所 〒144-8551 東京都大田区南蒲田2-16-46 電話(03)3731-2631 FAX(03)3738-8670 営業所: 札幌(011)816-6293 仙台(022)773-1425 大阪(06)6150-6605 福岡(093)932-4170

# 建材試験情報

#### 2006年1月号 VOL.42

#### 目 次

巻頭言
新年のご挨拶/岩田誠二
特集・第三者認証制度と認証機関の役割
・第三者認証制度と認証機関の役割/木野正登8
・消費者と生産者をつなぐ第三者認証機関 - 品本主義への挑戦 - / 栗原史郎14
· 第三者機関/ 柊平洋夫 ·······21
・事業者・実務者の声
-ISOとの出会い/國富 博27
ーゼネコンにとっての標準の役割とJISへの期待/尾崎 勝29
・(財)建材試験センターの認証業務
ーマネジメントシステム認証の取り組み/森 幹芳31
-新JISマーク表示制度の期待と対応/坂井喜毅35
たより
新JIS制度の動き③ ·······38
WUFI
フラウンホーファー研究所と非定常熱湿気同時移動のシミュレーションプログラム・WUFI(その 4) /田中辰明 ・・・40
かんきょう随想(7)
サンシャイン計画発足の頃/木村建一46
試験設備紹介
自動遠心抽出装置49
建材試験センターニュース
情報ファイル
<b>年間総目次</b>
<b>あとがき</b>



改質アスファルトのパイオニア

# タフネス防水

わたしたちは, 高い信頼性・経済性・施工性と 多くの実績で 期待に応え続けています。



#### 34P5070

#### ・引張り接着強度の推定が可能!!

・剥離状態を正確に検知!!

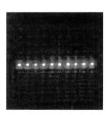
# 剥離タイル検知器PD201

·特許出願中 ·

剥離タイル検知器PD201は、従来の テストハンマーでの打音検査による 判定のバラツキや見逃しを補う、コン パクトな電気式のタイルの剥離検知 器です。

曙ブレーキ工業の優れた振動解析 技術と電子技術を、小さなボディに凝 縮し実現化した新しい製品です。

PD201は、振動センサでタイルの周波数 特性を検出し、その波形を解析、タイル剥 離の判定をします。判定はLEDの点灯、判 定ブザーおよびLEDモニタの波形で検査 者に知らせます。そして、専用プリンター による判定および波形の記録も可能です。



モニタの健全なタイル 剥離タイルの波形 の波形



EXT SENSOR PRINTER



検査方法



外部センサユニットに よる検査方法



キャリングケースに収納

- ①軽量・小型で操作が簡単、剥離検査はLEDの点灯およびブ ザー、振動波形で表示されます。
- ②ノイズリダクション機能により、騒音の中や、壁が振動してい ても検査可能です。
- ③リファレンスレベルの切り替えで、タイルの引っ張り接着強 度の推定が可能です。
- ④プリンタユニットにより、剥離検査の記録が可能です。

#### <販売代理店>

#### 曙興産株式会社

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町19-5 TEL(03)3668-3566 FAX(03)3661-9005

#### <製造元>

曙ブレーキ工業株式会社センサーカンパニー 〒348-8501 埼玉県羽生市東5-4-71 TEL (048) 560-1470 FAX (048) 560-1469 URL http://www.akebono-brake.co.jp/

# 卷頭言

# 新年のご挨拶

平成18年の新年を迎え謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は皆様方より多大な御支援、御協力を賜りましたことを 厚く御礼申し上げます。

21世紀初頭にあたり、わが国は社会、経済全般の改革が急速に進展しており、建設関連分野の事業環境も大きく変わりつつあります。変化の激しい時代、私共公益法人の経営は従来以上にコンプライアンス(法令遵守)とCSR(企業の社会的責任)について絶えず理解と推進を実践していかなければならないと思っております。

さて、新JISマーク制度が昨年10月よりスタートし、当センターはとりあえず135規格の製品を対象に製品認証機関として業務を開始しました。拡がる顧客層に対し、顧客満足度の向上をめざし、顧客サービスの充実を図っていかなくてはなりません。

この度の制度改正は、建築基準法等の性能規定化の進展と相俟って建設材料分野の標準化のパラダイムを大きく変えていくこととなりましょう。IT時代の新JISマークによる製品認証制度、JNLAによる試験所登録制度、及びCSB(特定標準化機関)による規格制定・改正制度の一連の標準化システムの改変は、これからの建設関連産業の合理化の推進に大きく貢献していくものと思われます。

そのためには、この制度の信頼性の確立が不可欠です。"官から民へ"との大きな構造改革の流れの中で、JIS制度の信頼性を維持するうえで、私達第三者認証機関は信頼性の確保に全力をあげて取り組まなければなりません。ステークホルダー社会から信頼される第三者認証機関となることが必要と考えております。

大変厳しい環境下でありますが、昨年度同様、建設資材・部材に関する総合的な試験・検査・審査・認証機関としての業務や、ISOマネジメントシステム審査登録業務など一連の業務を効率的、総合的に実施し、情報化時代に相応しい情報サービスを提供できる第三者機関としての機能の充実をめざし、役職員一同、鋭意努力してまいりますので本年も引続き御指導、御支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



建材試験センター 理事長 岩田誠二

#### 特集

# 第三者認証制度と認証機関の役割

建設分野における国内市場は全体的に縮小傾向にありますが、それでも毎年50兆円程度の大きな投資が行われています。

人口減少社会、超高齢化社会の到来を目前に控え、ライフスタイルや家族形態の多様化や、環境対策、耐震対策への関心が大きくなるなど社会・経済情勢が大きく変化していく中で、建設産業においてはストック社会に対応したリフォーム・リニューアル市場が順調に成長し、社会の持続的成長を支える上からも大きな市場になることが期待されています。一方、東アジア域からの建築資材の輸入も急増しており、輸入建材の50%が中国からの材料・製品であるとの統計もあります。また、設計・製図の一部を海外で行うなど、これまでとは異なるビジネス展開も起こっています。このように経済のグローバル化が進み、各国の制度が国際的な基準・認証制度と整合化する整備も行われています。

このような経済社会の大きな変化の中にあって、質の高い信頼できる市場社会を形成するには、サービスや製品の品質・性能の信頼性を確保して安全で、安心して取引・流通させることが重要なポイントとなります。

企業・法人・団体等の組織の活動には国際基準のマネジメントシステムを導入することが進んでいます。また、新JIS制度もスタートして国際的な規格・基準制度に適合するようになりました。このマネジメントシステムや新JISマーク表示制度を第三者認証機関が信頼性と透明性を確保して認証をすることで、より良い品質・性能を持つサービス・製品が市場に出回ることができ、製造者等の第一者と利用者・消費者等の第二者の間に立って第三者としての役割をしっかり果たすことが求められています。特に最近は、第三者機関の信頼性をゆるがす事件も起きております。当センターは信頼できる第三者認証機関としてしっかり役割を果たすべく、その体制を整えて対応しております。

今回は、この第三者認証制度と認証機関に焦点を合わせ、 行政・学識経験者・海外認証機関・事業者のそれぞれの立場 からご寄稿項き、併せて当センターの第三者認証機関業務で あるマネジメントシステム、新JIS制度による製品認証につい て掲載致しました。読者の皆様方の今後の参考としていただ ければ幸いです。

編集委員会

- 1. 第三者認証制度と認証機関の役割 =木野正登
- 2. 消費者と生産者をつなぐ第三者認証 機関 一品本主義への挑戦ー = 栗原史郎
- 3. 第三者機関=柊平洋夫
- 4. 事業者・実務者の声 4-1 ISOとの出会い=國富博
  - 4-2 ゼネコンにとっての標準の役割 とJISへの期待=尾崎勝
- 5. (財) 建材試験センターの認証業務 5-1 マネジメントシステム認証の 取り組み=森幹芳
  - 5-2 新JISマーク表示制度の期待と対 応=坂井喜毅

### 第三者認証制度と認証機関の役割

#### 経済産業省産業技術環境局 認証課 木野 正登

#### 1. 第三者認証制度とは

#### (1) 第三者認証の定義

この文書をお読みの方々は、「第三者認証」と いう言葉は馴染みがあると思われる。全く初めて 聞いたと言う方はむしろ少ないのではないだろう か。では、「第三者認証」というものの定義はあ るだろうか。まずは、その定義から見てみたいと 思う。このような場合、まず思い浮かぶのはISO やIECの作成する文書の中にそのようなものがあ るかどうかであろう。次に思い浮かぶのは、ISO のCASCO(適合性評価委員会)が作成する文書 である。その中のISO/IEC17000:2004は「適合性 評価-用語及び一般原則 | という規格であり、こ の規格は適合性評価に関する一般用語及び定義等 を規定している。ここでは「第三者認証」という 言葉は定義されていないが、「第三者適合性評価 活動」という言葉が定義されている。その定義は 「対象を提供する人又は組織、及びその対象につ いて使用者側の利害をもつ人又は組織の双方から 独立した人、又は機関によって実施される適合性 評価活動」となっている。また,「適合性評価」 の定義は「製品、プロセス、システム、要員又は 機関に関する規定要求事項が満たされていること の実証」となっている。これらを考えて敢えて判 りやすくすれば「製品、プロセス等に関する規定 の要求事項が満たされていることを第三者から実 証してもらうこと」となるのだろう。

もう一つ、当該規格には大事な定義が書かれている。それは認定と認証、又は認定機関と適合性評価機関である。まず「認定」とは「適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明」となっており、「認証」とは「製品、プロセス、システム又は要員に関する第三者証明」となっている。また、「認定機関」とは「認定を実施する、権限をもつ機関」であり、「適合性評価機関」とは「適合性評価サービスを実施する機関」となっている。なお、認定機関は適合性評価機関ではない、ということも記載されているところである。

「第三者認証制度」という言葉は、一般的には上述の認定機関を含めた比較的広い概念で使用されているように思われる。例えば、工業標準化法のJISマーク制度は第三者認証制度である、といった場合である。この場合は、主務大臣である国が認定機関、国に登録された民間機関が適合性評価機関であるが、これらを含めて第三者認証制度と言われているようである。

#### (2) 我が国の第三者認証制度

第三者認証制度とは上述で説明したとおりであるが、敢えてISO/IEC17000:2004の定義には従わずに第三者認証制度という言葉を使用することとし、我が国の第三者認証制度にはどのようなものがあるか考えていきたいと思う。

#### 〈マネジメントシステム分野〉

ISO9001やISO14001は有名であるが、これら はそれぞれ品質マネジメントシステム、環境マ ネジメントシステムと呼ばれている。我が国で は、
・
助日本適合性認定協会 (JAB) が唯一の認定 機関として、ISO9001、ISO14001の審査登録機関 を認定しており、それぞれ50数機関と40数機関が 認定を受けている。この制度は世界的にも広範に 普及しており、世界の合計は50万から60万件の審 **査登録件数となっている。ただし、注意するべき** ことは、ISO9001を取得している企業は良い品質 の製品を作っているとか、サービスの質が他と比 較して高い、ということを保証していると考えて はならないということであろう。その企業が提供 する製品やサービスの品質が一定の基準を満たし ていることを示しているのではなく、これらのマ ネジメントシステム規格は、品質や環境への取り 組みを継続的に改善していく仕組みや手順が構築 されており、それらを働かせることによって顧客 満足度と品質を向上させようと取り組んでいるこ とを意味するものである。私は先日、あるホーム センターでIISマークの付いている製品を手にと って見ていた。ふと隣にある同じ種類の製品を見 るとその製品には「ISO9001認証取得:この製品 はISO9001を認証取得した工場で製造した物で す。」という説明書きがあった。この説明は何も 知らない消費者がみれば誤解するだろうな、と思 いながら当然その製品は購入せずにその場を去っ た。若干話が逸れたので元に戻そう。

なお、JABは自動車用部品分野(QS-9000)、医療用具分野(JIS Q 13485)、航空宇宙分野(JIS Q 9100)、電子通信分野(TL 9000)などのセクター別の品質マネジメントシステムの審査登録機関の認定も実施しているところ。

#### 〈試験所認定分野〉

試験所認定制度は、試験業務を行う機関が適正な実施能力があることを、試験所に求められる要求事項(ISO/IEC17025)に照らして認定を行う制度である。我が国では、任意分野における試験所認定の体制整備に対するニーズなどを背景として、JABが1996年に試験所の認定業務を開始した。1997年には、工業標準化法の改正によりJISへの自己適合宣言を支援すること等を目的としたJNLA制度が創設された。また、日本化学試験所認定機構(JCLA)が化学分野を対象とした試験所認定制度を、(株)電磁環境試験所認定センター(VLAC)が電磁両立性分野を対象とした試験所認定制度を創設している。

また、校正事業者の認定制度は、試験器などの校正を行う事業者が一定の基準を満たし、校正を適正に行う能力があることを認定する制度であり、用いられる基準は試験所認定制度のものと同一のISO/IEC17025である。我が国では、先端産業をはじめ工業生産における高精度の計測や品質管理の信頼性確保に対するニーズの高まりを背景として、計量法に基づくJCSS制度が創設され、NITE認定センターが認定業務を実施している。さらに、JABも校正事業者の認定制度を創設しているところである。

#### 〈製品認証分野〉

製品認証制度は,極めて多数のものが存在する。 いわゆる国の規制制度である強制法規で製品の適 合性評価を行っていれば製品認証制度である。そ の例としては,製品安全関係四法(消費生活用製 品安全法,液化石油ガスの保安の確保及び取引の 適正化に関する法律,ガス事業法,電気用品安全 法),計量法,薬事法,電気通信事業法,電波法, 建築基準法,労働安全衛生法,道路運送車両法, 消防法,などがある。また,国の任意の制度としては,工業標準化法及びJAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)がある。これらの法律の中には、WTO/TBT協定の要請や規制改革,公益法人改革といった動きを受けて,法律に基づく適合性評価制度にISO/IECの基準を採用した認定制度が導入されており,製品安全四法,薬事法,工業標準化法,JAS法にはISO/IECガイド65が採用されている。

また、強制法規や法律に基づかない任意の製品 認証制度は、それこそ極めて多数のものが存在し ており、その全てを把握することは困難である。 電気製品に付けられるSマークや消費生活用品に 付けられるSGマーク,ガス機器のJIAマークなど もその例であるし、環境マークや玩具安全マーク などもその例である。これらの認証制度やその認 証の結果付けられるマークについては、それぞれ 意味があるはずであるが、消費者の多くはそのマ ークの意味を知らない場合が大変多いと思われ る。現代は, 色々なマークが氾濫しているため, 消費者は知らないうちに認証に守られていると言 えるのであろうが、あまりにも多くのマークは、 混乱の元にもなりかねない。ここでまた脱線して しまうが、「マークを読むーJISからエコマークま で-」という本があり、NHK出版より販売され ている。この本は、暮らしの中の実に様々なマー クを紹介しており、実に様々なマークがあり、そ の裏には様々な認証制度があるのだなあ、と感心 してしまった。一方で、何故こんなにも多くのマ ークを作るのだろうか、もう少し制度を統合して マークも統一していけば良いのに、と考えてしま うのだが。

なお、JABも消防設備機器、溶接工作物、自家 発電機などに対する製品認証制度を創設し認定業 務を実施しているところである。

#### (3)諸外国の認定・認証制度

諸外国、とりわけ欧州の主要国では、認定分野毎に複数の認定機関が存在するような我が国の状況とは異なり、国により位置づけが明確にされた唯一の認定機関が認定業務を行っていることが多い。

例えば、英国では、英国貿易産業省との間で MOUを締結したUKAS (United Kingdom Accreditation Service) が英国内で唯一の認定機関として認知されており、UKASは、品質、環境や情報セキュリティ等各種マネジメントシステムの認証機関、試験機関、校正機関、検査機関、製品認証機関、要員認証機関等の認定を実施している。

フランスでは、政府との合意によりCOFRACが フランス国内唯一の認定機関として、オランダで は、RvAが政府との合意によりオランダ国内唯一 の認定機関として位置づけられており、UKASと 同様、各種マネジメントシステムの認証機関、試 験機関、校正機関、検査機関、要員認証機関等の 認定を実施している。

一方で、ドイツでは、歴史的に強制分野、任意分野、または連邦レベル、州レベルで複数の認定機関が存在してきたが、1991年に認定機関の活動の調整を行うことを目的に、ドイツ連邦政府と産業界の支援の下にDAR(ドイツ認定機関協議会)が設立された。DARはあくまで任意の連携体の性格のものであるが、認定審査手続きのハーモナイズのための取組、認定審査員の教育訓練、国際対応に係る調整、技術的事項に関する基準の策定などを実施してきている。

米国でも、ドイツ同様、連邦レベル、州レベル、あるいは民間の多様な認定制度が存在している。なお、米国では、試験所認定機関の連携のための組織として1998年に非営利法人としてNACLA (National Cooperation for Laboratory Accredita-

tion:米国試験所認定協議会)が設立され,試験所認定機関の国際ガイド等への整合性の向上,技術能力の向上,強制当局との連携強化を目指した取組が行われている。

また、欧州ではCEマーキング制度がある。この制度はあまりにも有名なので解説はしないが、向こうは市場統合のためにこのような制度を設けたのである。この制度も規格に適合しているかの判断はNB(Notified Body)といわれる第三者機関から評価されるという点においては第三者認証制度と言っても良いのであるが、この制度も各国の規制に委ねられているのでそれほど単純なものではないと考える。なお、CEマーキング制度は製品の分野によっては自己適合宣言でも構わないので、必ずしも全てが第三者認証というわけではないので、御留意して頂ければ。

一方,最近は中国の強制認証制度が随分と話題となっている。中国は2001年のWTO加盟を機に新たな強制認証制度(CCCマーク制度)を2003年より導入した。この制度では中国国内を流通する製品を規制対象としており、その分野は電気・電子製品のみならず自動車部品、電動工具、医療機器など広い品目が対象となっており、また、中国国内の認証機関の認証を受けねばならない制度となっているなど、いくつかの問題点も指摘されているところである。

国の制度というわけではないが、IECでは三つの認証制度が実施されている。一つ目が、電子・電気製品の規格適合を証明するためのIECEEーCB制度である。二つ目が電子部品をIEC規格により評価しIECに登録する電子部品の品質認証制度であるIECQである。三つ目は、爆発性雰囲気中で使用する電気機器の規格に基づく認証制度であるIECExである。このうち、IECEEーCB制度について解説を行う。この制度はある国でIEC規格

に基づいて電気機器の安全試験を行い、その結果 を加盟国相互間で認め合うことにより、それぞれ の国での認証のための手続きを簡略化し、貿易の 促進を図ることを目的とした国際的なデータ受入 制度である。IECEEのメンバーボディがNCB (National Certification Body) を任命し、その NCBが電気機器のための認証を行うこととなる。 また、NCBはCBTL (CB Testing Laboratory) を 査察し容認することにより、CBTLより試験レポ ートを受け入れることができる。我が国では、メ ンバーボディはIISC(日本工業標準調査会)であ り、NCBはJET、JQA、テュフラインランドジャ パン(株)、(株) ULエイペックスの4機関である。 CBTLとしてはそれぞれの機関が自分の所有する 試験所や系列試験所を登録している。この制度は、 共通のIEC規格を活用できる、認証機関同士のつ ながりなどで仕事ができるなどのメリットがある ためにCB証明書の発行実績も多く、世界的に広 く活用されている制度である。

#### 2. 第三者認証機関の意義・役割

#### (1) 国民の安全・安心のための基盤

国民が安心して生活を送るためには、製品、建造物、施設や社会システムなどが安全でなくてはならない。そのために、国は強制法規という手段を使って、安全を確保するのである。ただし、この強制法規に関しても、その規制する対象毎に政府自らが認証を行う場合、政府が指定した検査機関が行政代行行為を行う場合、政府が認定した第三者認証機関が認証を行う場合、技術基準適合義務のみを求め事業者の自己確認で規制を担保する場合など手段はまちまちである。我が国では、行政改革推進本部規制改革委員会において、規制緩和3カ年計画のもとに、「事前規制から事後チェッ

クへ」「政府認証から自己責任,第三者検査・認 証機関の活用へ」「検査・認証業務における民間 法人への解放と競争」「政府による直接的な関与 の必要最小限化」等が打ち出され,そのために 色々な法律で第三者認証制度が活用されるように なった。

すなわち. 第三者認証機関は強制法規の法目的 を実現するためのツールであり要なのである。第 三者認証機関は製品等の安全を保証するという大 変に重要な役割を担っていると考えられる。もち ろん製品等の安全にまず一義的に責任を有するの はそれを生産した企業であるのだが、認証は規格 要求事項に適合しているか否かを判断する行為で ある以上、製品に起因する事故などが発生した場 合は、全く責任が無いとは言い切れないと思われ る。もちろん、事故の原因が何であって、それは 基準が悪かったのか、製品が基準に合っていなか ったのか、検査が甘かったのかといった点を明ら かにしない限りははっきりしたことは言えないわ けであるが、そのような場合も可能性としては考 えられるので認証機関はそのような意識で業務を 遂行することが必要と考えている。

最近、世間で大きな話題は耐震強度偽造問題であるが、あの中でも建築基準法に基づく指定確認検査機関というものが登場し、検査機関が偽造を見抜けなかった、制度自体が問題である、といった論調もあったように思われる。本件は非常に大きな問題であり関係者も多数、その関係も複雑であるので誰がどういう関与を行っていたかも明らかではないためこれ以上のことは言えないが、認証機関というのは社会的責任というものを常に自覚して頂きたいと考える。

#### (2)経済社会のグローバル化

わが国は言うまでもなく貿易大国である。世界

中でグローバルに活動する企業も多く、海外に生 産をシフトする企業も多数ある。そのような企業 が製品を国際的に流通させていく場合には、色々 な問題点に直面するであろう。その一つとして. 各国の製品規制に対応せねばならないという点が あるだろう。例えば、前述のとおり欧州ではCE マーキング制度があるので企業はその対応をしな くてはならないし、米国であろうが、中国であろ うがそれは同様である。企業にとっては、まず相 手国の制度を理解し、どのようにすれば時間とコ ストを最小にして輸出できるかを考え実行しなく てはならないのだ。その場合、企業は各国毎に 一々認証を取得するよりは一機関で複数の国向け の認証を得るほうが得であるから、そのような業 務ができる認証機関を選択するのは当然であろ う。いわゆるワンストップテスティングである。 例えば、わが国で製造した製品を欧州と米国と中 国に売りたいとなれば、それぞれの国の認証機関 と業務提携を行っている機関へ製品を持ち込んで 認証を受けるであろう。世界にはドイツのテュフ やVDE、米国のUL、英国のBSIなど幅広く展開し ている機関がある。こうした機関は、それぞれの 国に展開することによりノウハウを蓄積し、ビジ ネスとして展開しているのであり、それが企業の 国際展開の役に立っているのである。いわば、貿 易円滑化のためのツールとしての役割を担ってい るといえよう。

#### (3)消費者の価値観,ニーズの多様化

世の中に出回っている製品の全てが強制法規で 規制されているわけではない。国が規制するのは、 事故の危険性が高い、事故発生の危険性は小さく とも発生した場合の影響の度合いが大きい、等の 理由で法で規制することが妥当なものであり、一 般的に危険性の低い製品、事故が万が一発生して

もその影響が小さい製品などは規制が無いのが普 通である。しかし、認証は安全のためだけに行わ れているわけではなく、製品等の品質が一定以上 であることの証明や他の製品との差別化でよりよ い品質を表すもの、中には省エネ基準をクリアし たということで高品質の製品を示すものなど. 様々な目的で認証が活用されている。IISマーク 制度も戦後まもなく制度が発足したわけである が、その当時はわが国の鉱工業品の品質も悪く、 製品の品質が一定以上であることの証明としての 役割が非常に強かったのであるが、現在の日本製 品では劣悪な品質のものなどはそう滅多に見られ るものではなく、消費者もマークを見て製品を購 入するという意識は薄れていると思われる。むし ろ企業名がブランドとなって消費者もあの会社の ものであれば大丈夫という意識であろう。このよ うに消費者の価値観やニーズが多様化している時 には、最低基準マークから高品質保証マークのよ うなものにシフトをしていくことも必要かもしれ ない。また、一部マークでは既に取り入れられて

いる保険制度との連携なども消費者保護の観点から重要なことであるし、こうしたことに対応する ための第三者認証制度が役に立つことは色々あろ うかと思う。

しかしながら、こうした認証制度は、産業界にとって製品やシステムの信頼性、品質面での付加価値を与えるものである一方で、その認証システムの内容や実施方法が目的と効果に対して過重なものであったり、不十分である場合には不必要なコストを生じうるものである。こうした利害得失を勘案した上で、認証制度は実施されるべきものであろう。

おわりに、一言申し上げたいが、私は経済産業省の代表でもなければ、基準認証制度に関するわが国の第一人者でもない。したがって、ここで言っている事はあくまで私個人の意見であることを申し上げたい。御専門の方が見れば、異論などもあろうがそこは御容赦いただき、私の文章が少しでも皆様のお役に立てれば幸いである。

# 消費者と生産者をつなぐ第三者認証機関 - 品本主義への挑戦 -

一橋大学大学院商学研究科 教授 栗原 史郎

#### 1. はじめに

国の関与を最小限にするという観点から、指定品目にかかわる国による工場認定から、製品JIS 規格一般にかかわる民による製品認証へ移行することとなった。民間の第三者認証機関はISO/IEC ガイド65 (=JIS Q 0065:製品認証機関に対する一般要求事項)への適合が要求されることから、JIS規格の国際整合化とともに、製品認証と表示の仕組みもグローバル・スタンダードに近づいたことになる。

筆者は通産省において1986~88年に山下勇ISO 会長のカバン持ち役を命ぜられていたが、ニューョークでの少人数会合に出席した時のことを鮮明に覚えている。米国 ANSI、英国 BSI、独国 DIN、仏国 AFNORの各専務理事に加え、日本からは30代半ばの私が集まった数日の会議であったが、国の役人は私のみで他の4名はすべてその道30年以上のキャリアを積んだ民間の大物である。これが世界のスタンダード界を仕切る人達であり、2年ほどで部署を変わる日本の役人には重すぎる仕事であることを痛感した次第である。

今回の改正で基準・認証システムにおける民の 役割と責任が重大になるだけでなく,世界に通用 する第三者機関としての実力が問われることにな る。そのようなリスクと同時にチャンスに民間の 登録認証機関がさらされるということの認識を関 係者は改めて持っていただきたいと思うのであ る。

筆者は12年前に霞ヶ関から国立に移り、商学部の市場講座に属しており、また2005年6月に立上げたスタンダード学フォーラムの代表世話人を務めている。本稿はこうした立場から、市場経済システムの中で期待される基準・認証システムのあり方という基本問題について考えてみる。

#### 2. 市場という取引システムは 故障する

商品やサービスを貨幣で買うことのできる市場 という取引システムは人類の最大の発明のひとつ であるといわれる。われわれが職業をもち、その 仕事を通じてできあがった商品やサービスが他者 に売られ、その人の効用を高めると同時にわれわ れは所得としての貨幣を得る。そして、その貨幣 がまた別の商品やサービスの購入のために支出さ れる。このような無数の取引、交換が市場で円滑 に行われることを前提に分業というものが成立し 効率的な供給体制が確立することになる。ところ で分業が進み職業が高度に専門化、細分化されて くると、作り手側や売り手側の高い知識や豊富な 情報と比べて、買い手側のもつ情報は限定され、 また理解も及ばない商品やサービスが増えてく る。いわゆる品質に関する情報格差の問題が市場 において無視できなくなってくるのである。

チェンバレン (Chamberlin) という経済学者は1933年に『独占的競争の理論』を著し後世に名を残したが、1953年に「経済学的変数としての商品」と題する論文を専門誌に発表している。これは品質の問題を経済学の立場から論じたものである。その中におもしろい実話が書かれているので、ここに紹介しよう。

1934年に米国の消費者顧問委員会あてに次のよ うな一通の手紙がテキサス州のマヨネーズ製造業 者から届いた。「数年前にマヨネーズの製造を開 始した会社です。最良の素材を使用して適正な利 潤も上げてきたのですが、アラビア・ガムを10% 混入したマヨネーズを安い値段で売る競争相手が 出現し、市場に参入してきました。競争に生き残 るために我が社も値下げを迫られ、100%純粋な 素材では高くつくので10%のアラビア・ガムを混 入しました。競争相手は混入率をさらに上げ一層 の値下げで対抗してきましたので、我が社もそれ に追随しました。現在の混入率は55%となり、本 物のマヨネーズの素材は45%にすぎません。御当 局にお願いがあります。何か対策を立てていただ き、昔のように良い商品を製造できるようにして 下さい。| 結果として当局は何の手も打てなかっ たが、この事例は市場競争と品質の関係について いろいろと考えさせられるテーマを含んでいる。

それは消費者の商品に関する知識がいかに不完全なものであるかということである。消費者は通常、化学者ではないから商品検査をやってマヨネーズの成分を言い当てることはできない。また、かりに検査をしたにしても微量の混入では違いを検知できないだろう。このため、製造業者は混入率の向上で品質を少しずつ悪化させることでコストを削減し、利潤を上げることが可能になる。価格も同時に下げて競争相手からビジネスを奪うという行動に出る。混入率は、アラビア・ガムとマ

ヨネーズが見た目にも分離してしまう直前まで上がるだろう。もはや技術の限界に達して、これ以上の品質低下は無理だという点までいってしまう。企業の営利活動と消費者の無知が結びつくと、品質低下とコスト削減が技術の限界に至るまで進行する。「悪貨は良貨を駆逐する」という有名なグレシャムの法則と同じことが商品にもあてはまることになる。つまり、「悪い商品は良い商品を市場から駆逐する」という命題が成立する。

市場における品質悪化の社会的制御を行う必要があるというチェンバレンはいくつかの対策をあげている。企業としては、自社商品の品質保証の役割をするブランドを活用することで価格競争を避けることができる。また政府としては、消費者保護の対策として規制や標準を設定し成分の表示を義務化または奨励することができる。

以上に述べた話は、売り手と買い手の情報格差 が企業の営利的動機や機会主義(オポチュニズム) に悪用された特殊なケースではなくて、市場とい う取引システムには本質的にこのような品質リス クや品質偽装の可能性が隠されているという認識 が重要であることを強調したい。人はまちがえる、 機械は故障するというフレーズが安全問題を論ず る時の大前提としてよく唱えられるが、市場も時 には故障するのである。経済学の教科書ではMarket fails.またはMarket failureと表現され、「市場 の失敗」と訳されている。機械の安全設計では, 故障したにしても安全側に故障するという意味で フェールセーフということが唱えられている。規 格に適合しない粗悪品にはマークを表示させない という制度があれば、市場システムについても粗 悪品を市場の流通から排除することはできないに しても、適合品へのマーク表示という付加情報を 買い手に提供できるのでフェールセーフ機能が部 分的に働く, とみなすことができる。粗悪品が市

場に流通するのを止めるゲートキーパー (門番) の役割を負うのが第三者認証機関であるといえよう。市場の「悪」、ウソ、デタラメを抑止し、製品に一定の「秩序」をもたらすエントロピー低減の機能を果たしているのである。

一般には、自由競争といえば参加者が勝手に利 益を生む機会を取り合うことを意味する場合もあ る。しかしこれはレッセフェール、つまり自由放 任主義であってウソ、デタラメを誘発する。ウェ ブスター辞典で「competition (競争)」という語 を見ると「他者が同時に獲得しようとしているも のを, 通常は公正なルールや状況の下で, 自己が 獲得しようとする行為または行動 | であると定義 されている。つまり競争は椅子取りゲームのよう に利益を奪い合う行為であることにちがいはない が、それが公正とみなされる規則の下で行われね ばならないという条件が要求される。このことは、 かつては官が行っていた公的領域に属する仕事が 民にまかされ競争的環境の中でなされる場合にも 当てはまる。第三者機関には市場取引ルールの番 人のひとりとしての自覚がまず求められる。

#### 3. 消費者から見た第三者機関 への期待

新JIS制度における第1者,第2者および第3者 (third party)の関係はISO/IEC17000 (適合性評価一用語及び一般原則)によれば図のように位置づけられる。国ではなく、ISO/IECガイド65に適合し国に登録された第3者=認証機関=他者(other)が、第1者=メーカー=わたし(I)と第2者=ユーザー=あなた(you)の間に、検査や認証という行為で関与する。従来は第3者のポジションに国がすわっていたと考えてよい。第1者と第3者は認証契約を結んでいる。したがって

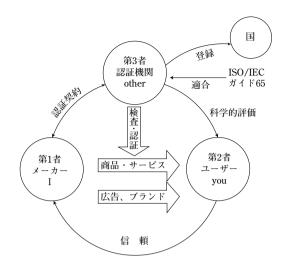


図 第三者認証機関の位置づけ

第1者は第3者に対して,迅速で手間のかからない, しかも料金の安い審査を希望することが予想され る。逆に第3者としては,こうした認証市場から のプレッシャーに耐えつつ厳格な審査体制を維持 させる経営努力が要求される。

もはや国には頼れない、自分のことは自分で責 任をとらねばならないということが、自己責任を 原則とする市場の大前提であるとするならば、第 2者が第3者に期待することは、そのような民間会 社としての審査体制が公正に行われているかどう かである。形式的にはISO/IECガイド65に適合し、 国に登録されていることは承知していても、実質 的に, 手抜きはされていないか, 手順どおり審査 がなされているか,専門家の力量は十分かどうか, などの「審査の質」が気がかりである。特に第3 者が民間の会社であることを考えれば、「上級の 経営管理者及び職員を含め、認証プロセスの結果 を左右しかねないような営利的、財政的、その他 の圧力に影響されない。」と規定している **ISO/IECガイド65**の4.2 (m) の条項が守られてい るかどうかはポイントのひとつであろう。審査や 経営にかかわる専門家としての知識と責任を基礎

とした高度の職業倫理の自覚が必要とされる。

そもそも第2者である使用者や消費者が製品認 証の仕組みに期待していることは、ISO/IECガイ ド67 (=JIS Q 0067: 適合性評価 - 製品認証の 基礎)の序文の表現を借りれば、「製品が見かけ どおりのものかどうか」という「懸念」を科学的 で客観的な評価で晴らすことである。第1者であ る供給者は「製品が市場に受け入れられやすくす るために | 製品認証の制度を利用していることは 消費者もわかっているが、製品の「見えない品質 や見えない性能」が正しくチェックされているか 不安なのである。特に「安全、健康または環境 | など個人的にも社会的にも重大な懸念に第3者が 厳正な判断を行った上で新IISマークを表示させ ているか、世間は注目している。このような大き な期待が消費者から第3者に向けられていること を登録認証機関は肝に銘じるべきである。こうし た期待に応えて社会不安を解消していくことが新 しい制度に対する世の中の信頼形成につながる。 生産者と消費者が一体化していた自給自足の時代 とはちがって、市場では第1者と第2者はお互い見 知らぬ同志で離ればなれになっている。規格情報 の内容や表示の意味が社会的に共有されて正しい 理解が普及することを通じて、第1者と第2者は情 報的に結びつけられる。本論の表題である「消費 者と生産者をつなぐ」とは、まさにこのことを指 しており、信頼の絆によって両者の情報格差が解 消されることを意味する。これによって、広告や ブランドのもつ効果が増強されることになる。

#### 4. 生産者から見た第三者機関 への期待

では次に、第1者である生産者は第3者にどのような期待をもっているのかについて考えてみよ

う。認証の一時停止あるいは取消しという事態になれば、生産者の企業に対する社会的信頼は急速に低下し、株価の急落という状況におちいることがしばしば市場において見られる。すなわち、品質リスクが顕在化すると企業価値の低下へと連鎖反応的に事態が拡大してしまうのである。このようなリスクの伝播をおそれる企業経営者はリスク管理の視点を成長戦略と同等に重要なものとして位置づけている。品質リスクは企業にとってまわり回って多額の損失をもたらすことから、そのような損失の期待値を減少させる行動、すなわちロス・コントロール(損失制御)と呼ばれる対策をあらかじめ講じておく必要がある。

例えば品質リスクに対しては自社の品質マネジメントシステムの運用により注意を払うという行動があげられる。十分な検査や安全装置の設置などロス・コントロールにはコストの増加をともなうが、通常においてはその出費額を上回る期待損失額の減少が見込まれることが多い。したがって新JISマークを自社の製品に表示するための認証費用は社会的信頼の獲得による企業価値の向上によって十分にまかなわれると考えてよいだろう。リスクゼロというのは仮想的な抽象概念にすぎないが、その時に企業価値は最大になるだろう。一般にはリスクが潜在しているので、それに見合う期待損失分は企業にとってのリスク・コストである。つまり次式が成り立つことになる。

#### リスクを伴う企業価値

#### =リスクゼロ時の企業価値-リスクコスト

この式は、企業が価値の最大化を追求するならば、リスクマネジメントへの出費なども含めた期 待損失額の全体としてのリスクコストを最小化しなければいけないということを意味している。こ こで強調したいことは、品質リスクコストを単に 技術上の問題としてとらえるだけでなく、全社的 な経営課題としてつかまえるという視点が大切で あるという点である。もしも、このようなリスク コスト削減への経営努力が十分になされることに なれば、社会的コストが企業によって自主的に内 部化されることとなるから、リスク管理そしてリ スクコスト最小化は世の中がもっと奨励すべき課 題であろう。企業による価値の最大化の経営が消 費者やその他のステークホルダーに及ぼす損害を 考慮に入れた上で実行されるならば、社会の総リ スクコストの最小化に資することになるという見 方ができる。このような意味においては、企業の 成長戦略とリスク管理は同次元で論ずることが可 能である。

ところで製品のユーザーとしての第2者が知りたい性能値としては、法令上の遵守が義務として要求される規制値やそれを上回る任意規格としてのJISの水準と比べて、どのくらい優れているか、さらに広告やカタログにのっている値が信頼できるかということだろう。こうしたユーザーのニーズに第3者も将来は応えていくことが求められるのではないだろうか。格付け評価を実施する、あるいはJIS規格の水準よりも品質が高度のプレミアム規格を開発するなどして性能値データをあわせて表示することになれば第2者の製品選択により大きな影響力を行使できる。逆に第1者の企業側としては他社製品との差別化を市場で明確に示せることになり、競争優位の要因になるわけである。

このような表示によるコミュニケーションの円 滑化が市場取引の活性化を呼ぶ。さらに,第1者 が「審査をあまく,安くやってほしい」という第 3者への従来型要求を出すだけではなく,自社の 製品を厳正に十分に検査し信用のおける性能値を 第3者から公表してほしいという審査機関に対す る心強い要求も増えていくのではないだろうか。

ISO 9001やISO 14001でも取引上の要請で取得はしたものの、「文書の山で大変、何の役に立つのかわからない」という企業が多い。しかし中には、環境コストの削減に成功したという事例も報告されている。第3者による製品認証も企業の差別化戦略の一環として活用しようというところが増えてくれば、第1者、第2者そして第3者の間にプラスの相互作用が出現して、新JIS制度が全体として市場に適合したシステムとして育っていくだろう。あまい審査を売りにして「安かろう」と評される民間の登録機関が認証市場でシェアを伸ばすというような事態を招かないためには品質性能の向上にむけた三者間の協調が必要である。

#### 5. 欧米に学ぶ民間の底力

本年は明治以来139年目にあたる。我が国は明治維新政府が西洋流の近代化を技術や制度の両面で推進してきたために、すべての領域で「お上に頼る」という傾向が支配的である。その結果として、民間は中立的な第三者業務を営むにはふさわしくないという理解が一般的であった。

法学者は法令のような強制力があり、遵守しないと罰則がかけられるようなルールを「ハードロー」(かたい法律)と呼ぶのに対し、本来は強制力がない自主的なルールにすぎないが、大勢の人がそれに従うことによって事実上の強制力のようなものが生じて、守らないない場合には何らかの社会的制裁をこうむることになるようなルールのことを「ソフトロー」(やわらかい法律)と名づけている。前者は強制規格、後者は任意規格に対応するものと理解してもよい。

我が国はハードロー路線の国であり、任意の国家規格でさえもJISという形で我が国が関与してきた。しかしドイツでは、製品評価のための規格は、通常、法律の中には含められていないで、実際の試験・検査に使用されるのは民間規格である。法律に基づく認証においても国が該当する民間規格を受け入れると、技術進歩に対して迅速な対応が可能となるなど市場メカニズム活用型のハードロー/ソフトローの連携がうまく進展する。日本のように省令で技術基準を決めてしまうと省令改正に手間どり市場ニーズに遅れた対応しかとれない事態を招きやすい。

ハードロー優先の日本の基準・認証の仕組みは 欧米から「ベリー・オールド・アプローチ」と呼 ばれている。ちなみにEUの市場統合の際にとら れた「ニュー・アプローチ」では、ハードローに あたるEC指令には安全や健康にかかわる基本的 要求事項とそれに付帯する認証の仕組みだけを含 め、技術的解決方法はメーカーが自由に自己責任 で選択できるようになっている。

ドイツのテュフは既に130年の歴史を有し、発 足当時より民間の第三者機関として活動してきている。またアメリカのULは、100年以上前にシカゴで開催されたコロンビア博覧会場での照明が原 因でおきた大火災事故を教訓に火災保険業の電気部として消防署の二階でオープンしたという話は有名である。火災防止、つまり損害支払金の低減のために、電気製品、防火用品、防火設備等について自社安全規格の開発作成、安全試験、認証制度を始めたのが米国の安全認証の歴史である。保険というビジネスの「営利的動機」に押されて基準・認証の仕組みが生まれ、ULマークが現在は広く社会に受け入れられてUL認証品でなければ保険がかけられない、あるいは不利な保険料になるなど市場のバネが作用している。 本稿を執筆している最中にマンション等の耐震 強度偽装事件が発覚した。民間の検査機間に建築 基準法に基づく建築確認という公的業務を開放し たのはまちがいではなかったという意見もある。 しかし、官による建築確認でも偽装が見抜けなかった物件が見つかっており、不正行為は想定外と いう性善説に基づいた専門家による検査手法や手順にも問題がありそうである。お上に頼ればこう いう偽装はチェックされるという発想が出てくる こと自体、いかに我が国がハードロー中心の体制 であるか、そして民間による市場監視の仕組みが 未発達かを物語っている。ここに我が国の「後進 性」があり、明治以来の風土を改革していく良い 機会として理解すべきではないだろうか。

1974年にノーベル経済学賞を受賞したハイエクによれば、市場経済というのは不完全な知識や限定された情報しか持ち合わせていない無数の個人や組織の集まりであるにもかかわらず、各人の自発的な努力のおかげで全体としては一つの「コミュニケーション・システム」としての秩序が形成され、うまく機能するという。チェンバレンが市場の影の部分、競争の逆機能を強調したのとは対照的に、ハイエクは市場の光の部分、民間の自由な活動だからこそ可能となる成果を指摘する。もしそうであるならば、誕生したばかりの0才児の我が国民間の第三者認証機関は欧米の先達の歴史を大いに学び、人材の養成に力を入れ、21世紀のはやい時期に名実ともに世界に対して正々堂々と胸のはれる組織に成長していただきたい。

#### 6. まとめ

「生産」と「消費」が分離した近代社会における市場経済にあっては、両者の距離をできるだけ縮めていくことが大切である。本稿はこのような

視点から、官から民へ移行した製品認証について 第三者機関に対して期待される役割や経営理念、 欧米の基認・認証制度との比較などについて概説 した。また市場というシステムをどう見るかとい う点についても、チェンバレンとハイエクの市場 観を簡単に紹介した。両者は必ずしもお互いに矛 盾するものではないと筆者は考えている。営利的 動機に導かれて市場は短期的には品質低下や低価 格競争の方向に振れるにしても、長期的には国の 政策や民間の自発的努力の積み重ねによって品質 や性能を重視する方向に戻っていくのではない か、市場は時には失敗もするが自力で回復し成功 へと転換するということである。

筆者は商学部で一年生向けの「企業と市場」という講義を教授4名で受け持っている。学生には「企業が先か、商品が先か」という禅問答を与えている。営利を追求するあまり、商品の品質をおろそかにする経営者は落第である。信頼できる商品のない企業というものはそもそも市場に存在する価値のないものであり、商品に対する信頼があってこそ社会に企業活動の成果物として自信をもって商品を提供することができる。株主への配当も従業員への給与支払も商品の販売あってこそのものであることが忘れられていることが多い。

この意味においては株主資本主義とか従業員を 大切にする人本主義よりも、まず第一に商品を企 業戦略の要として品質や性能を向上させることに 力を注ぐ「品本主義」こそが経営の大黒柱でなけ ればならないというのが私の主張である。資金や 従業員は、商品を提供するという目的のために必 要とされる手段であるにすぎない。社会の要請に 合致した商品を提供することが企業にとっての最 大の社会的責任であるはずである。

最後に、品本主義の実現に向けて、新しく誕生 した第三者認証機関の権威の確立と社会的信頼の 獲得が21世紀のグローバル社会においてすみやか に達成されるよう、関係者の御尽力に期待したい。

#### [参考文献]

「スタンダード学フォーラム」設立の趣旨と入会のお誘い (http://www012.upp.so-net.ne.jp/AIL/)

Chamberlin, E. (1953) "The Product as an Economic Variable", Quarterly Journal of Economics, 67:pp.1-29.

小野秀誠「企業倫理と技術-専門家の責任-」, 『Law&Technology』No.27,pp.26-41,2005年4月号。

S.E.ハリントン,G.R.ニーハウス (米山高生,箸方幹逸監訳) 『保険とリスクマネジメント』.東洋経済新報社.2005年。

西嶋洋一,村杉修宏「IT産業における環境費用削減成功事例」(上,下) -山形メイコー・ISO 14000実施で顕著な環境費用削減」,『化学経済』2004年12月号,2005年1月号。

松本恒雄「企業の経営システムと標準化-CSR(企業の社会的責任)が目指すもの」,『標準化と品質管理』 Vol.56,No.11,pp.11-15,2003年11月号。

栗原史郎「いま、なぜ標準学なのか」同上.pp.4-10。

ハインツ,クルトK.「欧州における安全規制の現状と第三者認証機関の役割ードイツを中心として一」ニュー・グローバル・アプローチ (OHSAS 18001・18002) 労働安全衛生マネジメントシステム国際シンポジウム (主催 日刊工業新聞社)

Friedrich August von Hayek—Prize Lecture. "The Pretence of Knowledge" December 11,1974 (http://nobelprize.org/economics/laureates/1974/hayek-lecture.html)

栗原史郎,竹内修『21世紀標準学』日本規格協会,2001年。

栗原史郎『新・商品学の創造』白桃書房,2003年。

栗原史郎「不祥事続発が象徴する日本的組織の限界-スタンダード経営のススメ」,『週刊東洋経済』2004年9月11日号。

特集:第三者認証制度と認証機関の役割

# 第三者機関

テュフ・ラインランド・ジャパン(株) 上席主任認証員 柊平 洋夫

#### 1. はじめに

今日, ISO 9000, ISO 14000を代表とする品質マネジメントシステム,環境マネージメントシステム等に関わる認証・登録,機関独自の認証制度に基づく機器・設備等の安全性に関わる製品認証,その他の認証活動が日本においても行われてきている。また,諸基準認証制度の見直しに伴ない,近年,日本においても法規制分野での第三者機関活用も行われてきている。

一方,これら任意或いは規制分野における認証制度においては、国際規格に基づく制度運用の考え方が採用されてきている。そこで、第三者認証制度について、第三者機関としての立場として、又、EUの制度を参考に以下に記述する。

#### 2. 第三者制度

第三者制度とは、第一者及び第二者に関係しないその他の者が行う制度である。第一者及び第二者とは、例えば、第一者が、製品やサービスを提供する者であり、第二者は、その製品やサービスの提供を受ける者である。即ち、第一者及び第二者は、直接の利害関係にある者である。第三者は、それら第一者及び第二者と利害関係を持たない者である。仔細は、国際規格の定義を参照されたい。

(最終頁に,参考国際規格を提示。)

さて、日本では、法規制並びに明治維新後の産 業育成等の諸事情から試験・検査・認証等の業務 は、国或いは国指定機関等、実施機関が制限され ていた。しかし、EU等の試験・検査・認証業務 のグローバル化や、規制緩和による国内基準認証 制度等の見直しの流れを受け、国内の諸制度にお いても民間機関が参入可能な第三者制度へ移行し つつある。第三者制度運用の基準としては、ISO (International Organization for Standardization) やIEC (International Electrotechnical Commission) 等の国際標準化機関作成の規格類が一般化してき ている。背景として, 前述標準化機関は, 製品や サービス等の標準化規格、試験・検査等の評価規 格に加え、第三者機関制度を構成する試験・検 査・認証・認定等諸機関用規格も作成しているか らである。第三者制度運用に際し、多くの国でこ れら国際規格を活用している。国際規格によれば、 認証制度に関係する機関について概ね以下のよう に分類できる。

- a) 認定機関:試験・検査・認証等の業務を行う 機関を認定する機関
- b) 認証機関:試験・検査機関等の評価結果を基 礎とし認証を実施する機関
- c) 試験機関,検査機関,審査機関等:実際に, 製品やサービス等の適合性を評価する機関 ある機関が,前述の機関の何れかであることを 第三者に自己宣言することは当然可能であるが,

公或いは法的分野の活動を行うに際しては、自己 宣言のみでは十分なものとは言えない。そこで、 多くの国で、任意分野・法規制分野に関わらず第 三者制度運用のための認定制度が運用されてい る。認定制度とは、任意或いは法的に設立された 認証制度の下活動する機関が当該業務を行うに十 分な能力を有しているか権威ある第三者機関が監 査し、その結果として当該業務を行うに適切な機 関として認める手続きである。認定後も定期的に 監査は行われ、不適事項がある場合、改善要求或 いは認定取消し等の処置が取られる。第三者機関 としての適格性確認においては、当該機関の中立 性・公平性・機密保持・客観性・財政的安定性・ 経営資源等も監査される。なお、国内法或いは任 意認証制度において、"認定"の用語が使用され ている場合があるが、ここで言及している"認 定:Accreditation"と同様ではない場合があり注 意されたい。

ところで、EUでは、CEマーキング制度運用に関わり、加盟国が認定機関(監督当局、民間機関等国により異なる)が、自国の認証機関或いは試験・検査機関等を認定する制度を有している。これにより、EUでは相互承認手続きが実現され、各国間の貿易障壁を取除く結果となってきている。

一方, 国際的な動きを見れば, IAF (International Accreditation Forum), ILAC (International Laboratory Accreditation Co-operation), APLAC (Asia Pacific Laboratory Accreditation Co-operation) のように各国認定機関により構成される国際機関が設立され、第三者機関活用の動きが推進されている。

次に,第三者機関としての認証機関について 述べる。認証機関はその認証対象により異なるが 一例として,製品の試験・検査の実施結果に基づ き認証を行う製品認証機関用国際規格ISO/IEC Guide 65の概要を紹介する。

ISO/IEC Guide 65は、序文、適用範囲、引用 規格,定義,認証機関(一般,組識,運営,下請 負契約、品質システム、認証の授与、維持拡大、 一時停止及び取り消しの条件・手続き、内部監 査・マネージメントレビュー、文書化、記録、機 密保持), 要員, 認証要求事項の変更, 異議申立 て、苦情及び紛争、認証の申請、評価の為の準備、 評価、評価報告書、認証に関する決定、サーベイ ランス、適合に関る権利、認証書及びマークの使 用,供給者に対する苦情等の事項から成り,認定 機関が製品認証機関を監査・評価する際の規格で ある。この規格は、認定対象認証機関の当該技術 分野における評価よりも中立性・公平性・客観 性・機密保持、認証業務における品質管理体制等 第三者認証機関としての適切性確認の為の一般的 要求事項を規定しており、専門的・技術的能力の 評価は、別途、認定機関が関連技術について評価 する為の基準・規格等を他より引用し、或いは、 独自に作成し適用する。

通常、製品認証機関は、試験、検査、審査等を行う機関としての立場を有する場合も多い。このような場合、自らの試験・検査結果に基づく認証業務を行うが、試験・検査機関等に関わる認定制度もある。ISO/IEC Guide 65は、認証機関が、自ら適合性評価を行う場合を含め評価実施者(組織)と認証を行う者(組織)との関係について、規定している。

#### 3. ドイツと日本

ここで,ドイツ及び日本の歴史的経緯について, 簡単に述べる。

#### (1) 検査・認証機関

ドイツでは、産業革命の時代より強制分野で、 検査・認証に民間機関を活用していた。そのため、 市場統合に伴う第三者機関制度採用の際も大きな 障害はなかった。例えば、TÜV Rheinland Group の場合、130年以上の間、民間の第三者機関とし て官庁に代り、強制分野にて適合性確認及び認証 を実施してきた。これは、EUの各指令における 公認機関と官庁との役割分担と同様である。

一方,日本は産業振興の歴史的事情から,明治以来,多くが国並びに関係機関中心の許認可等業務の一部であったし,第三者認証制度の普及が欧米諸国に比べ遅れた背景の一つである。

#### (2) 規格・基準

ドイツでは、各種規格は、通常、法律の中に含められておらず、歴史的にも試験・検査等には民間規格が使用されている。強制法規に基づく認証においても、国がその該当民間規格を受け入れることで、認証を強制化している製品に対し検査・認証機関がその民間規格を使用することを可能としている。今日では、EU加盟各国間での規格作成上の取り決めがある為、勝手に規格作成できない場合もあるが、多くの規格が一元化されたシステムの中で作成・公表されている。このことは、規格検索或いは類似規格が複数存在することによる弊害等をなくし、規格利用者への利便性を高めている。

日本では、多くの強制法規において、認可・認証等に関わる技術的要求事項は、法律の一部(例えば、省令・告示等による技術基準・安全規則等)となっており、新技術製品や輸入製品その他の場合において障害となることも実際にあった。類似の規格・基準等が存在することによる混乱を招いている場合もある。例えば、JIS規格に適合した

製品でも、関係法規の技術基準においてより厳しい或いは更なる事項を要求される場合もあるからである。改善が進んだ現状においても、特に海外の人々に対し説明する場合困難なことも多く、全体的を適切に把握している人は稀である。

#### 4. EUにおける第三者制度

さて、次に、EUにおけるCEマーキング制度を 紹介する。この制度は、第三者認証制度を活用し ている一つの事例である。

#### (1) ニュー・アプローチ

当初,市場統合するためにEUでは,"オールド・アプローチ"の手続きが採られていた。これは,整合規格適合製品は,異国の異なる製造者の製品であっても,同一安全性が保証されるものとし,域内での自由な流通を推進しようとしたものである。すなわち,各国固有の法律等にはできる限り手をつけず,規格を整合化し,法律や政令等の中で整合規格を参照する方法であった。

"ニュー・アプローチ"は、1985年、当時のドロール委員長により、前述の"オールド・アプローチ"を続けることは市場統合実現のためには得策でなく、政策変更が必要と発表され、欧州閣僚理事会にて決議されたものである。それは、規格整合化は1958年より約30年を経ていたが、イギリス、ドイツ、フランス等が膨大な自国規格を有し、整合作業の困難に直面していたからである。

"ニュー・アプローチ"では、膨大な規格の整合ではなく、法律等を整合することとした。それは、加盟国が有する約300の法規類を整合することが、膨大な規格の整合よりも市場統合への早道であったからである。この新手続きにより、今日

の市場統合が実現されたのである。しかし、異なる言語、歴史、文化、技術をもつ15カ国の加盟国が、経済的国境を取り払い、市場を統合し、経済の自由度を拡大するという将来の利益の為に、先ずは各国の主権と国益をある程度犠牲にして旧来の手法を革命的に変更し、徹底的な自己革新を行ったことを付け加えておく。

さて, "ニュー・アプローチ"は,大きく三つの要素にて構成されている。第一は "安全と健康に関する基本的要求事項",第二は "広い範囲に適用可能な検査及び認証制度",そして第三は "市場に流通している製品を効率的に監視するための「CEマーキング」制度"である。"ニュー・アプローチ"においては,基本的要求事項及び付帯する認証制度が規定されているが,技術的解決方法は指令の中に含まれていない。基本的要求事項適合責任は,製造事業者等に負わされており,製造事業者等は,製品が基本的要求事項に適合する限り自由に技術的解決方法を選択できる。

"安全と健康に関する基本的要求事項"に関わり、 "ニュー・アプローチ"では、基本的要求事項への適合性は、製造事業者などの自己責任において、自己の力量や才覚によって判断されうるものであり、"ニュー・アプローチ"は民間製造事業者等の"エンパワーメント"であるといえる。しかし、このアプローチは、合理的であり且つ説得力がある様に見えるが、実際には、その解釈に差異を生じる。そこで、その差異を埋めるための手続きを、「モジュラー・システム」として各指令で規定している。

「モジュラー・システム」は、適合性評価のツールとして製造事業者等にも利用されているが、その第一の目的は、当該指令の中での評価手続き(モジュール)の種類を予め規定しておくことにあり、原則として、他の手続きを禁止している。

一方,基本的要求事項は市場に製品を流通させる為の最低要求事項であり,製品の設置及び使用に際しては,設置・使用する国の労働安全衛生に関わる法規,その他の規則等が適用される場合がある。

#### (2) CEマーキング制度

"CEマーキング"とは、指令の要求事項に適合する製品に製造事業者ら自身が貼付するマークである。それまでの既存のマーク(例えば、ドイツのGSマーク、米国のULマークなど)は、欧米では一般に、第三者機関の固有表示であって、製品の適合証明書を前提に、マークの使用者(製造事業者ら)が当該第三者機関にロイヤリティーを支払って使用するものである。これに対し、CEマーキングは、これらのマークとは全く異なる意義を有する。そこで、両者を区別する為に、"CEマーキング"という用語とし既存のマークと区別している。(93/68/CE、CEマーキング指令)

指令に基づく"CEマーキング"とは,「製造事業者等が,販売しようとしている製品に対し当該製品に適用される全ての指令の要求事項に適合している旨の適合宣言をした上で,当該製品に"CE"を貼付すること」である。時に,CEマーキングは"取得"すると表現される場合があるが,取得するものではない。

次に、適合宣言書について述べる。

適合宣言書には二つの意義がある。第一は,製品への適用指令を明らかにし,その製品の該当指令の要求事項への適合を官庁・競合企業等その他に対し説明することにあり,第二は,マーキングをした製造事業者等を法的に拘束することにある。製造事業者等は,官庁や裁判所による技術資料の検閲に備え,適合宣言書の裏付けとなる技術資料を適切に保管しなければならない。

#### (3) 第三者機関の役割

"ニュー・アプローチ"は製造事業者のエンパワーメントを支援するものであり、その意味で規制緩和である。しかし、医療機器、産業機械、人体保護防具、ガス機器等危険度の高い製品や新技術のものは、製造事業者自身の確認ではなく、中立な第三者による評価や審査が必要になる。そこで係るケースを考慮し、EUでは、適合性評価に既存の第三者機関の活用を考えていた。但し、全加盟国の状況に差異があることから、国家間の相互承認を実現する為に三つの原則を前提とした。概要は、以下のとおりである。

#### a) 認定制度の整合

EUでは、認定制度整合の為に、当時認定制度を有していた国(イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等)の制度がEUにおいても実行可能と考え、これら既存の制度を参考にし、1989年に認定制度、認証制度そして第三者検査制度等のグローバル・システムが創設された。係る制度を有さない加盟国はこの制度を採用し、独自制度を有していた国は新制度に整合させ、1990年の玩具指令施行に関わり直ちに実施された。この迅速な対応を可能としたのは、指令に基づき公認機関の証明書を要求される場合があり、加盟国は自国産業界を支援し、速やかに指令に対応する為に自国検査・認証機関を認定する必要があったからである。

#### b) 公認機関

公認機関の認証決定には強制力があり、加盟国の官庁はこれを認めなければならない。これに関わり、各国の認定機関が認定した公認機関をEU委員会に通知することとしている。EU委員会は、この通知に基づき官報にて公表する。この手続き

によって公表された機関を"Notified Body"という。これらの機関は、整合指令毎に公認される。

#### c) 公認機関の中立性

公認機関は、認証の決定権限を有している為、 利害関係者に対し "conflict of interest" が生じて はならない。そこで、公認機関候補機関に対して は、認定に際し、その経済的中立性、組織上の中 立性が厳密に審査される。例えば、公認機関に不 適切な例として次のような場合がある。

ある製造事業者が試験・検査を実施する子会社 を有している。その子会社は組織上親会社から独 立しているが、経済的には中立であるとはいえな い。この場合、その子会社は、経済的中立性にお いて問題があり、公認機関になることはできない。

#### 5. 日本における今後

EUでは、今日、検査・認証に関わる多くの業務が民間組織に開放或いは移行している。EUにて第三者制度を設立できた背景には、市場統合という大命題及び長年にわたり第三者機関として民間機関を活用してきた国の実績等があった。

一方,日本では,既に述べたとおり,欧米先進国と異なる歴史的背景もあろうが,「中立・公正な組織」の考え方,即ち,民間の組織(株式会社等)は中立な業務提供をできないとの考え方が根本にあった。

何れにしても、現在では、世界の多くの国が国際規格に基づく第三者制度の運用を行っており、 試験・検査・認証等のグローバル化は今後益々推 進されていくものと考える。

日本においても,国際規格の活用が諸制度にて 活用されつつある。但し,法規制分野での活用は

各法規ごとの活用であり、国全体の視点からのアプローチがないように見える。各種複合する無駄等をなくし、より一層確かな第三者制度確立のためにも、今後、国レベルでの一元化された第三者制度運用のための適切な制度の構築が望まれる。

第三者制度を確立し民間へ業務移管することは、官庁業務の低減や権限の集中防止の実現をもたらすのみではない。複数機関の参加により、申請者による試験・検査・認証機関等の選択肢を広げ、手続きの迅速化、場合によっては、市場原理導入による費用低減の可能性もある。

また,第三者制度運用上関連事項として,法規制分野において利用されている基準を含め国際規格への整合等行なわれてきているが,全体としてその体制が必ずしも十分に機能しているとも言い難い現状がある。第三者機関が行なう適合性評価に用いる基準・規格作成に関わる環境整備もまた検討を要する分野と考える。

最後に、昨今、民間機関関与に伴う諸問題が起 きているが、必ずしも、民間機関だからとの理由 で簡単に片付けられない。公的機関関与の場合も あるからである。今, 日本においては, 関係第三 者機関のみならず、関係当局、その他利害関係者 の夫々が、日本にとってのあるべき第三者制度に ついて考える好機であり、先ずは、日本社会とし ての大局的立場で一考することが、日本全体のみ ならず自己のあるべき姿を見え易くすると考え る。パッチワーク的な対処ではなく、将来に生か せる対応策が今後望まれると共に、ISOのマネジ メントシステム規格にあるように,P\_D\_C\_Aが 適切に回る社会システムとなることが望まれる。 この場を借りて、読者の方々に、夫々の立場で第 三者制度についてご一考頂き,その立場で可能な ことを実践され国内の第三者制度発展に寄与され ることを期待し、纏めとする。

#### 【参考】

第三者制度運用に関わる国際規格の例:

以下に、認証等に関わる国際規格の一例を示す。これら 規格は、随時必要に応じ改正される為、最新版については、 日本規格協会等を通じご確認項きたい。また、一部の規格 は既にJIS化され活用されている。

- a)ISO/IEC Guide 2:2004,標準化及び関連活動 一般用語
- b) ISO/IEC Guide 58:1993, 校正機関及び試験所の認定システム 運営及び承認に関する一般要求事項
- c) ISO/IEC Guide 62:1996, 品質システム審査登録機関に 対する一般要求事項
- d) ISO/IEC Guide 65:1996, 製品認証システムを運営する 機関のための一般要求事項
- e) ISO/IEC 17000:2004, 適合性評価-用語及び一般原則
- f) ISO/IEC 17011:2004, 適合性評価-適合性評価機関の 認定を行う認定機関に対する一般要求事項
- g) ISO/IEC 17020:1998, 検査を実施する各種機関の運営 に関する一般要求事項
- h) ISO/IEC 17024:2003, 適合性評価一人の認証を実施する機関に対する一般要求事項
- i) ISO/IEC 17025:2005, 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
- j)ISO/IEC 17050-1:2004,適合性評価-供給者適合宣言-第1部:一般要求事項
- k) ISO/IEC 17050-2:2004, 適合性評価-供給者適合宣言-第2部:支援文書

特集:第三者認証制度と認証機関の役割

#### - 事業者・実務者の声-

## ISOとの出会い

# サンウェーブ工業(株) 品質保証室品質保証部次長 國富 博

当センターISOマネジメントシステム審査登録業務において認証を取得された登録事業者様の中から、設備機器メーカーのサンウェーブ工業(株)様より品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムの運用などについてご紹介いただきました。 (編集委員会)

#### 1. はじめに

1956年(昭和31年)、日本初のステンレス深絞りに成功した弊社は、公団用流し台を製作しました。いわゆる家庭用ステンレス流し台の誕生です。これをきっかけとして、流し台のJIS規格の制定にも関わらせていただいたようです。さらに、1962年(昭和37年)に業務用厨房機器の規格化、1970年(昭和45年)には、浴槽関係の制定を経て、JIS指定商品としてステンレス浴槽を開発いたしました。このとき、戸田工場はJIS表示認定工場となりましたが、ニーズの変化に伴って、樹脂化への移行が始まり、IIS表示認定工場を返上しました。

その後、弊社では、JIS規格の基準をもとに社 内規格を充実させて、システムキッチンなどへと 独自の商品開発を進め、今日に至っております。

#### 2. ISOの運用について

弊社とISOの出会いは、1998年の品質マネージメントシステムISO9001:1994年版の取得に遡ります。まだISOという言葉も目新しく、なんだか良さそうなシステムではあると思いつつも、膨大な書類の作成に翻弄されたものです。やがて、2回

の更新と2000年版への移行を経て今日まで運用を しております。

かつては標準化に奔走したISOも今では継続的 改善をメインにした形が確立され、弊社にとって も、よりフィットした使いやすいものになってき たように思います。

今,改めてISO9001:1994年版の取得当時と現在の運用を見比べてみると,文書体系がすっきりしたことにより,日常業務管理がしやすくなり,進捗状態の把握が容易になるなど,様々なメリットが感じられます。

また、一方、深谷製作所・社製作所の両サイトでは、環境マネージメントシステムISO14001:1996年版の認証登録もすでに1回目の更新を完了しました。

ISO14001は2サイトの認証登録ですが、環境負荷低減活動として、廃棄物の削減、3R(リデュース、リサイクル、リユース)活動、法的・一般要求事項の遵守に成果が見られるようになりました。

社外の様子を見ても、ISO認証取得を掲げる企業が一般的になり、ISOという言葉もすっかりポピュラーになりました。協力会社も次々とISOを取得していますので、二者間審査の実施や不具合が生じた場合の対応などがずいぶんスムーズにな

りました。

とはいえ、現状に問題がないわけではありません。ISOはあくまでも国際規格であって、「成果を挙げるための特効薬ではない」という点が理解されにくいため、形骸化しているのではないかといった意見も少なからず聞かれます。

また、審査登録の費用や、専任スタッフ・委員 会メンバーの研修や教育も企業にとっては大きな 負担です。

そこで、今後は「新商品の開発」や「顧客満足度の向上」といった業績アップに直接繋がっていく道筋が見えるように品質マニュアルの要求項目を改善したり、統合審査の導入を検討したりして、費用を削減する工夫をする必要性があると思います。弊社ではすでに専任スタッフの削減や内部監査員の研修や教育の方法も検討し始めています。

ISOの再構築によって、業績の向上を目指す時期にさしかかっていると考えているからです。

#### 品質・環境マネージメント システムの再構築に向けて

このような背景を基に、昨年度、弊社では品質・環境マネージメントシステムの再構築を検討し始めました。品質マネージメントシステムでは、マネージメントレビューのスリム化や内部監査の一本化などを通して、社内手続きを簡素化し、各部署での自立運用を推し進める方向で動き始めました。

また,方針展開のプロセスについても改善を加え,業績目標の中に品質目標を包括させた形で問題・課題を解決させていく方法を採用しています。これにより事務手続きもさらに軽減する予定です。

一方、環境マネージメントシステムは、2004年

版への移行準備をすすめ、環境マニュアルの見直 しを実施しています。今後は、さらに適用範囲を 全社へと広げ、経営の方針展開のシステムと相互 関係を持たせて、再構築していきたいと思ってい ます。

その第一歩として、品質マネージメントシステムと環境マネージメントシステムを統合し、マネージメントレビューや外部審査、内部審査などもブラッシュアップして、よりスムーズに運用していきたいと思っています。

内部監査員の研修や教育についても出前研修するなど知恵と工夫で負担減を目指しています。

#### 4. 審査登録機関との関連

認証機関の役割は購入者の代わりに製造業者を審査し、安心して商品を購入できるようにすることですが、これは製造業者の側から言えば、安心して購入していただける商品を作っている努力を証明していただくことになります。認証機関によって、購入者だけでなく、製造業者の利益も守られているのです。

また、認証機関には審査登録業務だけでなく、 購入者からの苦情に対応する調査業務もあり、 ISOのシステム認定登録業務が、こうした地道な 努力にも支えられていることを感じています。

消費者のニーズが、高度化、多様化してきた現代において、新しい商品開発や消費者ニーズのキャッチアップに役立つようなISO、JIS規格の新展開を期待したいと思います。

関係各位により、ここまで維持運用できましたことに感謝いたしますとともに、今後とも、無理なく、無駄なく、正しい緊張関係を保っていきたいと考えております。

特集:第三者認証制度と認証機関の役割

#### - 事業者・実務者の声-

# ゼネコンにとっての標準の役割と JISへの期待

# 鹿島建設(株) 建築設計本部副本部長 尾崎 勝

当センターでは新JISマーク表示制度による製品認証業務を10月より開始しましたが、各方面からさまざまなご要望やご質問をいただいております。以下にご紹介する内容は、当方からの依頼に対して鹿島建設㈱の皆様からいただいたご意見ですが、設計・施工の立場から見て他社様にも共通することが多いと思われます。

当センターでは、これらの貴重なご意見を今後の業務に反映して、第三者認証機関として皆様のご期待にお応えして参りたいと考えております。

鹿島建設㈱様からの寄せ書きは次の方々です。

建築設計本部副本部長 尾崎 勝建築管理本部本部次長 塚越 修

建築設計本部技師長

設備設計統括グループ統括グループリーダー 小沢眞吾 構造設計統括グループグループリーダー 福島正隆

(編集委員会)

高垣 徹

#### (尾崎 勝)

・施工物件に対する苦情対応や係争対応などの増加に より、ゼネコンの設計者ひいては施工者は、設計 図書の仕様書において何故にその製品を選択・採 用したかの説明を求められる機会が増えてきてい るし、今後、より一層増えてくると感じています。

説明責任を果せる設計,少し刺激的な言い方をすれば,"裁判に勝てる設計"がますます重要になってきている,その所以がここにあります。

- ・標準化法改正に伴う新JIS制度に基づく製品認 証ということですが、次のことが認証と共に付 いてくれば、顧客、設計者、施工者など建設に 携わる者全員にとって有用であると思います。
  - ①スタンダードの一貫性

適合製品の基準が、国際的に異なるケースが案外多いが、これを出来るだけ一元化して欲しい。海外の製品でも安心して買えるようになって欲しい。

②情報開示

試験結果の開示に繋がるかも知れないが、

以下のような情報開示が欲しい。

- i) スタンダードの内容, 認証で何をどのよう に検証しているか
- ii) どのメーカーのどの製品がどのスタン ダードを満たしているか
- iii) 基準への適合の是非に止まらず、どの程 度満たしているのか
- ③認証基準への不適合が後から明らかになった場合に、それが具体的にどの製品のどの性能なのか、不具合の検出以降にどのように処置が行われたのか、こういった情報が得られること。
- ④製品認証された建材や資材を購入する際に、認証機関が、該当する基準で規定された品質や性能が担保されていることを保証してくれること。
- ⑤JISマークがクライテリアとして確立すれば、我々設計者は、JISマークの有無を見て製品の選択を判断すれば良い。基準になると責任が明確になって良い。

- ・製品認証が民間の第三者機関に委ねられ、認証機関が複数あってサービスを競い合うのは悪くないが、 我々ゼネコンは、製品選択の説明責任にプラスして、 認証機関を何故そこにしたのかという問題に説明責 任を果たさなければならなくなるのではないか。
- ・我々の立場としては、仕様書に指定したい製品に関して、共通に参照できる、有力な情報基盤を見出し難い面があるので、設計における製品選択の責任が果たせないことがある。新JIS制度への移行に伴い、認証機関が認証製品の情報を、責任を持って提供してくれると有り難い。
- ・製品メーカーが属する産業界に顔が向いたJIS 規格制定制度ではなく、製品の購入者や使用者 でもある我々設計者に顔が向いたJIS規格制定 制度であって欲しい。

#### (塚越 修)

- ・JIS全体の仕組みが従来より複雑になってきている。これをユーザー側がどう理解し、メーカー・業界サイドがどう対応して行くのかを見守る必要がある。ユーザー・メーカー・行政の役割分担が変化していくと思うが、何れにしても、JIS適合製品であることの確認がシンプルにできるようになって欲しい。ユーザー側の手続きが煩雑になると、それに時間を食われ、真の意味での品質管理に支障をきたす。
- ・JIS規格の制定が、より民間の声を反映しやすい枠組みに移行し得るのは好ましい。複数の審査機関が情報を開示し、ユーザーオリエンテッドな方向に進むことを期待します。

#### (高垣 徹)

・海外製品の場合,規格・仕様が国内と微妙に異なるため,設計者はそれらを十分調査し、安全性なども検討した上で利用しなければならな

- い。今回,新JIS制度により海外製品でも安心して利用できる保証体制が整うと利用者にとっては大変便利になり、改定の意義があると思う。
- ・JIS規格は国の制度であったため、これまでは 一般利用者は気軽に要望や意見を言いにくい面 があったと思う。JIS規格制定の実務的な権限 と責任が民間の第三者機関にも広がることで、 我々の意向が反映され易い制度運用になってい けば有り難いし、実現を期待したい。ただし、 第3者機関は今まで以上にJIS規格の「ブランド」 を維持してゆく必要がある。

#### (小沢眞吾)

- ・認証機関毎にばらつきがあると, ゼネコンとしては困る。
- ・建築設備機器・資材の多くは大企業が作ったもので、元来信用できるものと考えている。そのような中、資材供給会社のリリース品の中からサンプリングで、100万回に1回の抜き取りに過ぎないかもしれない程度の審査が行われる製品認証にどれだけの意義があると言えるのか?
- ・ゼネコンの設計者の立場で欲しい情報は,認証 済の製品に関する情報提供サービスである。例 えば,試験結果が,認証製品登録リストなどか らリンクして入手できると有難い。

#### (福島正隆)

- ・構造系としては,規格制定のプロセスに,規格 を使う側の意見が反映されると嬉しい。
- ・鉄骨などに係わるJISは、メーカー側の立場で 規格が作られているように感じることもある。 メーカーの利益、都合が結果として前に出てく るのではなく、これからは、規格を使う設計者 の立場、製品を購入する施工者の立場から規格 が作られるようになって欲しい。

特集:第三者認証制度と認証機関の役割

- (財)建材試験センターの認証業務-

# マネジメントシステム認証の取り組み

(財)建材試験センター ISO審査本部長 森 幹芳

#### 1. はじめに

建材試験センターISO審査本部の審査登録業務の範囲は、1993年開始のISO9001(品質マネジメントシステム)、1996年開始のISO14001(環境マネジメントシステム)、2000年開始のOHSAS18001(労働安全衛生マネジメントシステム)によるシステム認証で、12年間の登録証発行件数は約2,400件となった。

また,来年度ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)を準備し,マネジメントシステムの普及を目指している。

#### 2. 制度の仕組み

システム認証の役割を国際的な「適合性評価」 の仕組みで説明したい。

「適合性評価」の仕組みが公表されたのは、1992年末、EUが域内市場統合を実現するために導入した「CEマーキング」においてで、必須要求事項に対する適合性を評価する手続きのために8つの評価モデュールが設定された。

8つのモデュールとは、A(生産の内部管理)、B(型式検査)、C(型式への適合性)、D(生産の品質保証)、E(製品の品質保証)、F(製品の検定)、G(ユニットの検定)、H(全体の品質保

証) で, 製品の設計段階 (B), 製造段階 (C,D,E,F,A) またはその両方 (A, G,H) に大別される。

この段階では、旧ISO9001がHに、旧ISO9002がDに、旧ISO9003がEに位置づけられている。これにより、ISO9000シリーズが世界的に普及することになる。日本でも電子、電気産業がEUへ輸出する際の契約条件となったため、取得が活発になっている。

「適合性評価」の現在は、ISOの適合性評価委員会(Committee on Conformity Assessment:CASCO)で国際基準が制定され、図1に示す4つの機能(校正・試験、検査、認証、自己適合宣言)に整理されている。

ここでは、2000年改訂でISO9001~9003が ISO9001 (品質マネジメントシステム) に統合されたこと、ISO14001 (環境マネジメントシステム) が加わるなどの変化がある。

システム認証と製品認証の関係は、「システム認証 (ISO/IECガイド62) +製品試験 (ISO/IEC17025) = 製品認証 (ISO/IECガイド65)」という基本図式が成立している。いわゆる今回の新JIS制度のB型審査がこれに相当する。

EUの市場統合によるISO9001, ISO14001の世界的な普及件数は,2003年12月末でISO9001が約57万件, ISO14001が約7万件となっている。ISO9001では中国が9万7千件で第1位,2位イタリア,3位日本,ISO14001では日本が第1位,2位イギリス,

機能			認証				
	校正・	検査		品質シス	環境マネジメ		自己適合
	試験	18 4.	製品認証	テム審査	ントシステム	要員認証	宣言
機関				登録	審査登録		
認定機関	ISO/IEC	ISO/	ISO/IEC	ISO/IEC	ISO/IEC	(ISO/IEC	
が満たす	ガイド58	IEC TR	ガイド61	ガイド61	ガイド61	ガイド61)	_
べき要件		17010*1					
	(将来はISO/IEC 17011として統合する方向)						
適合性評	ISO/IEC	ISO/IEC	ISO/IEC	ISO/IEC	ISO/IEC	ISO/IEC	JIS Q 1000
価機関が	17025	17020	ガイド65	ガイド62	ガイド66	17024	
満たすべ	(JIS Q		(JIS Q	(JIS Z	(JIS Q	(JIS Q	
き要件	17025)		0065)	9362)	0066)	17024)	
適合性評	各種校正・	各種審査	各種製品	ISO 9001	ISO 14001	各種技量	各種製品・
価の対象	試験方法	方法規格	規格			試験規格	試験方法
となる機関	規格						規格
が用いる							
規格							

\*1 TR:技術報告書

出典) (財日本適合性認定協会編「適合性評価ハンドブック」 出版日科技連 2002年 P.54 を一部修正

#### 図1 適合性評価に使用されるISO/IECガイドおよび規格

3位中国で、いずれも経済繁栄による中国の躍進が目覚しい。

国内の普及状況は、2005年6月末でISO9001が 約5万件、ISO14001が約2万件で成長している。 ISO9001では、建設業が約31%で業種別では第1 位となっている。

ただし,世界的な普及とともに,この制度の市場への信頼性が課題となっている。

#### 3. 認証機関の役割

ISO9001, ISO14001に基づいて、申請組織を審査し、規格に適合していけば登録証を発行する。また、通常年1回のサーベイランス(定期審査)で維持を確認し、更新審査で通常3年間の登録期間を更新しながら、組織のマネジメントシステムの登録維持を行うのが審査登録機関(認証機関)の基本的な役割といえる。

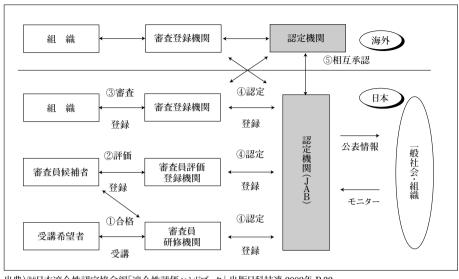
この第三者証明となる審査登録制度は、国際的

に信頼性と公平性の原則に立脚するため、**図2**に示す仕組みが各国に設定されている。国際基準に基づく審査登録機関及び審査員研修機関の認定と審査員登録制度で、審査登録機関と審査員の信頼性の上に成り立っている。

また、審査登録機関も組織と同様に、認定機関のチェックを受ける。認定機関も国際基準に基づき海外の認定機関同士のチェックを受けるという第3者チェック機能をすべての段階に内在している。なお、認定機関は原則、各国1機関で、日本ではJAB(財団法人日本適合性認定協会)が認定機関となっている。

国内の審査登録機関は、2005年6月末でISO9001 が68機関、ISO14001が57機関となり、現在も増加している。このような審査機関の競合状況にあって、「負のスパイラル」などの審査登録機関への信頼性の問題や「問題点の指摘能力」「システム改善の向上」「技術専門性の向上」などの審査の質の問題が提起されている。

また、組織の品質不良、環境汚染などに対する



出典)(財日本適合性認定協会編「適合性評価ハンドブック」 出版日科技連 2002年 P.32

図2 マネジメントシステム審査登録制度の仕組みの概要

審査登録機関の社会的責任もクローズアップされ ている。

現在, ISO9001, ISO14001の審査登録機関を認 定する基準の統合化としてISO27001 (適合性評 価ーマネジメントシステムの監査及び認証を運用 する機関に対する一般要求事項)の制定作業が進 められている。このDIS (原案) の4.1.3項に, 第 三者認証機関の信頼の原則として、公正、力量、 責任、開放性、機密性、苦情の解決の6原則が指 針として記述されている。

ISO審査本部でも、これを遵守することを自ら の品質マニュアルに規定している。概要は、次の とおり。

- ・公正:独立性の確保、関連機関との利害抵触の 排除、コンサルタント業務の禁止
- ・力量:審査員及び審査登録機関の力量(知識及 び技能)の確保
- ・責任:審査及び登録への責任
- ・開放性:必要な情報への公開アクセス
- ・機密性:機密情報の漏洩防止と機密保持誓約書

の遵守

・苦情の解決:信頼性確保のための問題解決 なお、情報開示は経済産業省、JAB、各審査登 録機関において開示内容が検討されている。透明 性も必須条件となっている。

#### 4. 登録の意味

ISOの目的は、国際貿易の円滑化である。国際 標準によるマネジメントシステム登録証の意味 は、登録された組織が安心できるマネジメントシ ステムを持っているという世界的な第三者証明と なる。

国土交通省などで公共調達におけるISO9001の 活用を検討したのは、1993年からで、一般競争入 札導入、WTOによるボーダレス化における「品 質確保」を目的として進められた。

基本的な考えは、公共調達における取引の3原 則となっている「品質、公正、コスト」のうち、

「品質、公正」において品質のシステム認証規格である国際標準ISO9001と世界の認定スキームをもつ第三者証明を活用できないかというものである。

つまり、ISO9001の登録証の確認により、発注者における業者選定のコスト負担(例えば、海外企業の品質能力に関する海外審査)、リスク負担(例えば、品質不良の発生)を軽減できないかという問題である。

この動きは、現在、入札条件ではなく、本格活用として監督行為の低減、つまり施工側の自主管理を活用していく方向に進んでいる。参加条件は、

ISO9001を取得した企業で、これまである一定以上の工事成績評定点で評価されていることとなっている。ここではISO9001は、必要条件となっている。

ISO審査本部が発行する登録証及び付属書の情報は次のとおり。

記載内容の変更管理及び組織における登録証・ ロゴの管理も厳格な適用条件が定められている。

- ・登録番号
- ・審査登録の対象となる組織(名称,所在地)
- ・該当規格(ISO9001, ISO14001など)
- ・登録範囲(該当する製品、サービス、活動)
- ·登録日(判定日)
- ·有効期限(3年間)
- ・関連事業所 (例えば, 支店, 工場など)

なお、ISO審査本部の登録組織は、「JTCCMホームページ」「建材試験情報」で公表している。また、全審査登録機関の登録状況はJABのホームページで公開されている。

ISO審査本部では、認定基準の遵守とともに品質方針の基に活動し、実績を積み重ね、ようやく、受付件数でISO9001が2000件を、ISO14001が500件を超える実績をえた。

この間の申請・登録組織及び社会のニーズは, 変化し、最近の傾向をまとめると次のとおり。

- ・登録組織の層がシステム活用の目的,組織規模, 運用期間などで多様化している。
- ・システムの活用については、目的により成熟程 度に差が出ている。
- ・組織規模については、大規模と中小の2極に分かれてきた。前者は、運用期間が長くなるにつれ、支店統合などにより1件あたりの対象人数が大規模化してきたためである。
- ・品質不良,環境汚染という登録組織の苦情に関連して,組織の顧客や利害関係者からの審査登録機関への苦情・意見が顕著になっている。

#### 5. おわりに

ISO審査本部では、「登録証」の価値を高めるため、顧客及び社会のニーズの変化に対応して、コミュニケーションと自らのマネジメントシステムの改善を愚直に継続していきたい。

コミットメントとしてのISO審査本部の「品質 方針」は、次のとおり。申請・登録組織が、この マネジメントシステムを活用し、この結果、社会 に貢献することで、審査登録機関としての社会的 使命が果たせるとしている。

顧客(申請・登録組織)に対して"常に良い第3者審査を行い,自律的マネジメントシステムの構築,維持を支援します"

顧客及びその他の利害関係者に対して"審 查登録制度の健全な普及に努め,産業の健全 な発展に寄与し,国民生活の向上に貢献しま す"

特集:第三者認証制度と認証機関の役割

- (財)建材試験センターの認証業務-

## 新JISマーク表示制度の期待と対応

(財)建材試験センター標準部長 坂井 喜毅

#### 1. はじめに

品質の改善,生産の合理化及び取引の単純公正 化を主な目的として1949年に施行された工業標準 化法は,日本工業規格(JIS),日本工業規格表示 制度(JISマーク表示制度)を2本柱として約半世 紀,産業政策,消費者行政の一端を担ってきた。

JISマーク表示制度は、近年以下の課題がある。 ①WTO/TBT協定の発効に伴う基準認証制度の国際整合化、②規制改革による一層の民間活力の活用、③JISマーク規格を国が指定ことによる制度の硬直化などである。これらの課題解決を目指して、2004年6月9日に「工業標準化法の一部を改正する法律」を公布し、2005年10月1日から抜本的改革した新JISマーク表示制度がスタートした。

改正のポイントは、次の三点に集約される。

第1点は国(主務大臣)が行う認証制度から,国の審査を受け登録された民間の第三者機関(登録認証機関)が行う認証制度となり,国際的な基準に整合した民間の登録認証機関による一環した認証制度と従来のJIS工場制度からJIS製品認証制度へ変更したこと,第2点は国がJISマーク表示対象品目を指定し限定していた指定品目制度を廃止し,適合性評価に供しうる製品規格の全てを,新JISマーク表示の対象としたこと,併せて製品規格への自己適合宣言も認め,そのための指針策定したこと,第3点は旧JISマークの変更である。一

筆書きで法律の精神に則りシンプルで半世紀に亘り親しまれたマークを約5,000点の公募の中から選定したことにより親しみやすいデザインに変更したことである。

新JISマーク制度は、種々の期待と不安が持たれている。関係者の1人としてこれらを若干論じてみたいと思う。

#### 2. 製品認証制度への期待と役割

#### (1) 製品選択・採用の基準

JISの製品規格には、必ず「製品の呼び方」を 規定した項がある。例えば、JIS A4706(サッシ) では、a)寸法の呼び、b)性能による種類の記 号、c)各性能の等級を耐風圧、気密性、遮音性、 断熱性を順に表示し、且つ①サッシの施行に関す る注意事項、②サッシ部材の手入れ方法等に関す る事項を製品に添付することになっている。これ らの事項をユーザー・メーカーが認識することに より、法律の目的である「取引の単純公正化」が 達成される。しかしながら、メーカーの製品コー ドだけで取引されることもありJISが有効活用さ れていない場合も多い。

#### (2) JISマーク製品の性能値

ユーザーが製品の選択,使用に際して認識しなければならない値は以下のものがある。値が大きい方が良い性能である場合,一般にこのような関係にある。

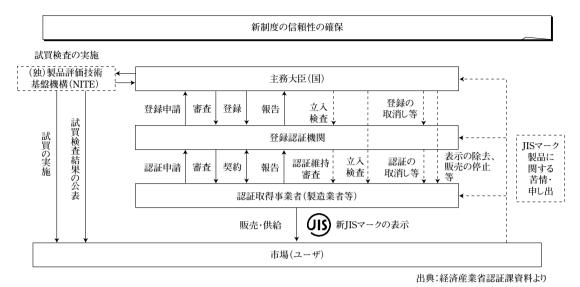


図1 新JIS制度のスキーム

#### 規制值≦国際規格≒JIS規格

#### くカタログ値≒社内規格く実測値

新JISマーク認証のしくみは、JIS規格適合品を継続的に生産できる品質管理体制と製品試験に大別される。製品試験は、JIS Q17025(試験所及び校正機関の一般要求事項)を満足させる試験が実施され、この結果は信頼おけるOne Stop Testingデータである。このデータは公表されないがユーザーの要求によりメーカーが提示し取引の際に参考にされるケースも考えられる。

#### (3) 認証機関の信頼性

認証機関としての信頼性を維持し続けるには、法令遵守と機関の社会的責任を意識しながら業務を実施するのが基本である。具体的には、第三者製品認証制度を定めたIEC/ISO Guide28(製品に関するモデルとなる第三者認証制度)及び認証機関への一般的要求事項への適合性を自己確認する必要がある。まだDIS段階であるが、ISO/IEC DIS 17021(マネージメントシステムの監査及び認証を運用に対する一般要求事項)に検討されている以下の第三者認証機関の6原則も重要である。①公正(Impartiality),②力量(Competence),

③責任 (Responsibility), ④開放性 (Openness), ⑤機密性 (Confidentiality), ⑥苦情の解決 (Resolution of Complaints) の遵守である。

これら認証機関の信頼性確保だけでなく、主務大臣(国)によるa)工業標準化法に基づく登録認証機関に対し立入検査等を行い、適正に認証業務が行われていることの確認、b)JISマーク表示の認証を受けた事業者に対して立入検査等を実施、c)JISマーク製品を市場から買い上げ検査を実施することが必要になる。これらのスキームを図1に示す。

#### (4) 新時代の認証情報提供

JISマーク表示の認証を行ったときは、関連の情報をインターネット等で公開することになっている。認証を取り消したときも、取り消した理由を含め公開することで、JIS規格に適合しない製品の流通を回避することになっている。これらの情報を提供する認証機関のホームページは、JIS規格を閲覧に供している日本工業調査会及び認証を受けた企業のホームページとリンクを張っておくことが有益であると考えられる。

建築・土木資材は、ライフサイクルが数十年と

長く、取引の時点だけでなく、解体、廃棄に至るまで製品情報の保管が必要になってくる。また、性能規定化により種々の材料が使用される可能性があり、製品情報は解体、廃棄の際に必要となることも想定される。これらの対応策一案を示す。

## ①JISマーク表示認証製品のトレーサブルの方策 (問題点)

- ・施行後、表示した情報が隠れてしまう場合がある
- ・必要な製品情報の表示するスペースが少ない
- ・認証番号だけでは商品の種類が特定できない
- ・製品自体に製品情報を掲示できない(生コン等)
- ・製品自体デザイン的な観点で表示が忌避さる (解決策)
- ・認証商品または包装に製品情報のシールを貼り, ユーザはそのシールを竣工図書(施工図,製品 取扱説明書,製品製作図等)に貼って保管する
- ・資機材工事実績情報管理システムとしてシステ化されていればシール情報を読取り電子情報として保管する。具体的には製品情報として、150桁の英数字コード情報があれば十分であり、1cm角程度の2次元コードの対応があり、ホームページへのアクセスを容易することも可能になる。

#### ②情報化によるメリット

- 事故、故障等に対し素早く対処可能
- ・回収、解体に対し適切な情報提供が可能

#### 3. 認証の基準であるJIS

#### (1) 関係者の意見反映

JIS規格は、製造メーカサイドよりであると見方がある。JIS原案の作成には、生産者、使用者、中立者及び販売者の意見を反映することが原則となっているので、このようなことは無いはずであるが、ボランタリー標準化活動にユーザーの参加者及び発言が少ないことによると思われる。委員

の積極的参加と委員長,事務局が委員会運営に配 慮することが重要であると思われる。

#### (2) 国際規格との整合

WTO/TBT協定の発効に伴い、従来にも増して JIS規格を国際規格に整合させる努力が行われている。しかし、一般的に国際規格は欧州よりになる場合があるので、メーカー、ユーザーは勿論、 関係者が国際提案を行うなど国際標準化活動をより一層活発にしていく必要があります。

#### (3) CSB制度の活用

特定標準化機関(Competent Standardization Body:略称CSB)制度が平成15年11月から開始されている。その概要は以下の通りであり、当センターでは、CSB機関として登録し制度のメリットを活かしたJIS規格の制定・改正を行う予定である。

CSB制度とは、JIS原案作成団体のうち、公平・公開性をもち、適切なJIS原案を作成できる体制を維持できる団体をCSBとし、日本工業標準調査会の調査審議及び事務処理を迅速化・効率化することを目的とした制度。

#### (CSBとして要件)

- ・最低5年間実績、JIS規格の管理、国際性整合化 の推進
- ・コンセンサスプロセス等

#### 4. おわりに

認証の主体が登録認証機関に委ねられ、登録認証機関ごとの運用のばらつきを懸念する向きもあるが、発足が予定されているJIS登録認証機関協議会で調整を図っていく予定にしている。

また,経済産業省(国),ユーザー,メーカーと連携して,より良い認証制度するため努力を続けて参りたいと思う。

\* <u>たより</u> 新JIS制度の動き

### 新JISマーク表示制度と建築性能 (その4)

#### 〈建設プロセスにおける新JIS制度の活用〉

新JISマーク表示制度では認証された製品に、 JISマークと共に認証機関の識別記号と認証番号が表示されます。建設の発注・設計・調達・施工・検査・維持管理等の各プロセスを通して、この新JISマーク認証番号等により製品の品質・性能情報を共有し、各プロセスで確認して、次のプロセスに伝達することが確実で円滑に行われることが期待されます。今後、性能規定化に対応した「公共建築工事標準仕様書」がデジタル化され、 さらに材料・製品の品質・性能に相当するJIS製品を検索して選定することが出来る製品データベースと検索システムが整備されることになれば、この新JISマークの認証番号等により建設の各プロセス製品の品質・性能情報を確認・伝達・共有することが可能となり、建設生産の全プロセスにおいての業務の合理化と効率化が実現すると見込まれます。

## 〈建設プロセスでの材料・製品の選定や確認等のメリット〉

①多種多様な新しい材料や新製品が開発・販売されると共に、これらへの要求性能も拡大されると考えられます。材料・製品の情報がデータベースに蓄積されて、検索が容易になれば、製品の選定・確認作業において、安全、防災、健康、環境等の要求項目と新JISマーク表示製品を確認にすることにより、規格適合性と品質の保証を確保できます。

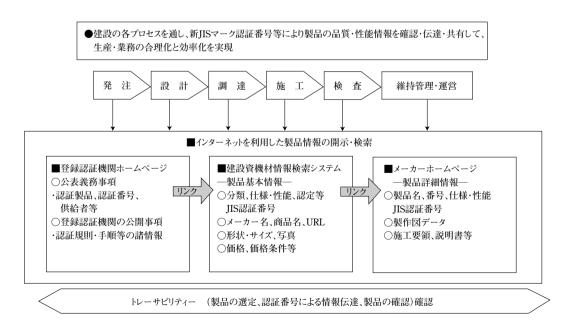


図 建設プロセスにおける業務の合理化と効率化

- ②性能規定化や標準仕様書等からの要求性能を満たすためにも新JISマーク表示製品を採用することで対応が容易となります。
- ③JISマーク表示対象製品が拡大して,認証製品がさらに普及するようになれば設計者の選択の幅が拡がり,より多くの製品から選定することが可能となり,各プロセスの下流での確認作業も効率化されます。
- ④海外からの輸入製品も増加していますが、新 JISマーク表示制度では国内の輸入業者、販売 業者、外国の製造業者・輸出業者・加工業者も 製品認証の申請が出来るようになりました。輸 入製品にもJIS認証番号が付くようになれば、 この認証番号によりの性能確認が容易となりま す。

建設プロセスにおける業務の合理化・効率化とは、図に示すように関係する各プロセスで活用される情報の透明性が確保されて共有されるだけでなく、既存建物を維持管理・運営するときにおいても、必要な情報にアクセスしていつでも見ること(トレーサビリティー)が出来るようにすることが重要になっています。

この他に、CSB(特定標準化機関)を活用することにより、市場の動向、技術開発の進展、安全・健康・環境・資源循環・高齢者・障害者への配慮などの製品開発に対応したJIS製品規格の制定・見直しに対して、ユーザーの意見が反映できたり、実際に使用された場合の品質や性能の課題について情報をフィードバックすることが従来よりスムーズに行われる仕組みとなると考えられています。

(文責:企画課)

## 新 JIS マーク表示制度における製品認証事業が始まりました

新 JIS マーク製品認証に関するお問い合わせ

## 標準部 標準管理課 TEL 03(3664)9251

FAX 03(3664)9301 hyoujun-kanrika@jtccm.or.jp

## 西日本分室 TEL 0836(72)1223

FAX 0836(72)1960

#### 全国の相談窓口

札幌支所 TEL 011(738)8522

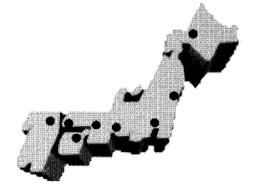
仙台支所 TEL 022(212)6866

名古屋支所 TEL 052(259)2377

関西分室 TEL 06(4707)8893

四国支所 TEL 0878(51)1413

福岡分室 TEL 092(737)3611



## フラウンホーファー研究所と非定常熱湿気同時移動の シミュレーションプログラム・WUFI(その4)

お茶の水女子大学生活科学部 教授 田中辰明

#### 1. はじめに

建築部位における湿気輸送と聞くと、建築に携 わる者は先ず冬の水蒸気拡散による結露を思い浮 かべる。水蒸気拡散の考察の結果、定常条件下で 結露の発生が非常に少ない、あるいは全くないこ とが分かると、問題は通常解決されたことになる。 それでも予想に反して湿気による損害が発生した 場合、あるいは定常の水蒸気拡散の考察の結果、 予定されていた建築部位で問題が生じることが判 明した場合に初めて、他の評価方法を探すことに なる。冬の水蒸気拡散による結露形成は、湿気に よる多くの問題のうちの一つに過ぎないため、定 常の水蒸気拡散の考察によるプラスの評価によっ て、湿気の問題が全く発生しないかのような誤っ た印象が生まれる危険がある。その際、他の湿気 の影響, 例えば室内空気の対流. 降雨あるいは夏 の外気の高い湿気などによる問題は考慮されてい ない。同じことが建材の湿気についても言える。 昨今の現場での厳しい工程を考えると、この問題 は非常に深刻である。これらの影響も把握できる ようにするためには、単純な定常の水蒸気拡散の 考察から、現実に即した建築部位内の湿気性状の シミュレーションへと移行しなくてはならない。 この目的のために近年新しい非定常の計算方法が 開発され、実験においてその真価が証明された。 この計算方法が今日では実地で広く普及している

ことからも分かるように、その信頼性は非常に大きい。新たな欧州基準[1]もこの事実を考慮して作成された。

以下に建築部位における湿気の増加と湿気移動による影響を示し、建築部位内の湿気性状に関する物理学的基礎を説明する。次に、今日では広く普及している非定常熱湿気同時移動解析計算ソフトWUFIを使って、建材および気候データならびに計算の正確性のための条件が分析される。最後に、建築部位における熱湿気挙動の分かりやすい説明のためにいくつかの実例を考察し、将来の発展に関する展望について簡単に述べる。

WUFIはHartwig M.Künzel博士が長期にわたり 研究を行い "Verfahren zur ein-und zweidimensionalen Berechnung des gekoppelten Wärme-und Feuchtetransports in Bauteilen mit einfachten Kennwerten (簡易化された特性値による建築部位の熱・湿気同時移動の1次元並びに2次元計算法)"という氏がStuttgart大学に提出した学位請求論文が元になっている。この論文は当時のフラウンホーファー研究所所長でStuttgart大学教授を兼務していたGertis教授によって審査され1994年7月に学位が授与されている。

#### 2. 建築部位における湿気の影響

建築部位および建材の有用性と耐久性は,次のような湿気の影響により損なわれる可能性がある:

- 断熱性の低下
- 膨張、収縮あるいは塩類の結晶化などにおける湿気による応力の発生
- 建材の湿気の増加に伴う微生物の発生あるい は腐食による損害

#### 湿気による熱損失

通常、建築内の熱と湿気の移動プロセスは相互 に密接に関連している。それは特に建築部位の断 熱における湿気の影響にはっきりと現れる。**図1** は3種類の建材の含水率の増加に伴う熱伝導率の 上昇を示している[2]。この例の気泡コンクリー トに代表される鉱物性壁材の熱伝導率が含水率に 応じて直線的に上昇するのに対して、硬質発泡ス チロールの場合、上昇は緩やかである。意外なの は、鉱物ウールの熱伝導率が僅かな含水率でも急 激に上昇していることである。これは温度勾配を 設定した後に、鉱物ウールにおいて水蒸気拡散に よる大幅な湿気移動が生じた結果である。つまり、 計測中に生じた材料中の水分の相変化による、い わゆる非定常の潜熱効果である。このような潜熱 効果は通常短時間で、断熱材の実際の熱伝導率と は何ら関係がない。この潜熱効果の作用は断熱材 に接する建築部位の層に大きく依存するため、断 熱材自体の特性であるとは言えない。しかし,熱 伝導率計測の際に適切な措置を施すことによっ て、鉱物ウールの実際の熱伝導率を知ることがで きる。そのような計測の結果から、鉱物ウールの 潜熱効果を含まない熱伝導率の湿気への依存性 は、図1の硬質発砲スチロールの場合と非常に似 ていることが証明されている。同じことが他の透

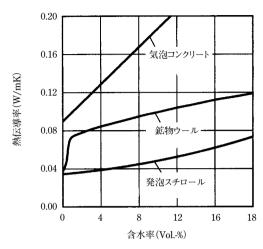


図1 建材の熱伝導率に対する湿気の影響

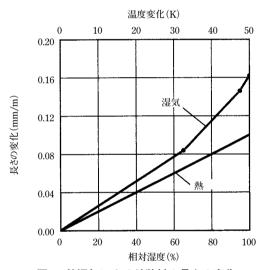


図2 熱湿気による外装材の長さの変化

湿性のある断熱材についても言える。

#### 熱湿気の相互作用による機械的負荷

熱と湿気の同時作用が、強い非定常の性質のものであることを示す例として、複合断熱システム(湿式外断熱システム)上の外装材における熱湿気による変形あるいはそこから発生する応力が挙げられる。日中、これらの外装材表面に生じる温湿度変化の幅は最大40Kもしくは80%にまで達する[3]。図2はそのような外装材の熱湿気による長

さの変化を比較して示している。ここに示された値は異なるメーカの20以上のサンプルの計測から得られた平均値である。これを建物に置き換えて考えると、外装材が自在に変形可能な場合、熱による長さの変化は0.4mm/m、また湿気による膨張は0.7mm/mにもなる。しかし、この2つのプロセスは多くの場合は逆方向に作用する。外装材は温度の上昇に伴って乾燥し、乾燥による収縮が一定の時間差を伴って熱による膨張を補正するのである。しかし通常、外装材表面は自在に変形しないため、応力が発生し、これが外装材の強度を上回る場合にはひび割れや下地のはがれが生じるのである。

熱湿気の相互作用による建物の損害として、塩 害および凍害が上げられる。塩分はその種類に特 有の相対湿度を下回ると溶出され、結晶化する。 逆にこの湿度を再び上回ると, 周囲から水蒸気を 引き付け、再び溶液中に戻る。この現象は塩類を 含む建材の細孔内でも起こる。しかし細孔内での 結晶化は狭い構造によって妨げられるため、結晶 化により著しい膨張圧が生じることがある。これ が頻繁に繰り返されると壁材がもろくなる。塩の 溶解度によって、この現象は外装材表面あるいは その数ミリメートルもしくは数センチメートル下 で起こり、壁材表面を砂状にもろくしたり、より 深い位置にある壁層の強度を低下させ、殼形成を もたらす。凍結もこれと非常によく似た害を引き 起こすことがあるが、この場合、氷の結晶が塩類 の結晶と同じ作用を及ぼす。この場合には凍結点 をめぐる温度変化と凍結領域における建築部材の 含水率が問題となる[4] , [5]。

#### 建材の湿気による害

高い含水率は非常に多くの物理学的(凍結によ

る破裂など),化学的(腐食など)そして微生物学的(腐敗など)害を引き起こす条件となる。凍結点を下回る温度のみに発生する凍害とは逆に,ほとんどの化学的および生物学的現象はより高い温度で促進される。どの含水率で害が発生し易いかは建材の特性に依存することが多い。木材の場合,DIN68800-2[6]により,20質量%以下の含水率では破壊的な微生物は生じないと考えられている。

どのような条件でカビが発生するかは[7]で詳しく研究されている。空気の湿度と温度の他に基質の特性と時間が重要になる。生物学的に利用しにくい成分を含む建材の場合、簡単に言うと、表面の相対湿度が80%以下であればカビは発生しないと考えられる。

似たような臨界値はコンクリート中の鉄筋の腐食についても示される。年数を経ていないコンクリートの場合、高いアルカリ性により鉄筋に保護膜が形成されるが、時間の経過と共にコンクリート表面から炭化が始まる。この炭化が鉄筋に到達すると、その部分のコンクリートのpH値が変化し、保護膜は形成されなくなり、鉄骨が腐食し始める。しかし、[8]の研究では、腐食の進行は鉄筋周辺の空気の相対湿度に依存することが示された。鉄筋周辺の相対湿度が持続的に80%以下に抑えられていれば、腐食は抑制される。

以上の例から建材および建築部位の有用性と耐久性にとって、熱湿気条件がいかに重要であるかが分かる。従って、建物における熱湿気の工学的プロセスの詳細な把握は急務である。定常の水蒸気拡散のみに基づく計算方法による評価は、例外的なケースを除いて適切ではない。自然の気候条件におけるすべての主要な熱湿気輸送メカニズム

を考慮した,非定常熱湿気拳動の解析計算は近年 著しい発展を遂げ,実地でもその真価が証明され ており、その適用は建築の多くの分野で有意義で あると考えられる。

#### 3. 保水と湿気輸送のメカニズム

建築部位における熱湿気挙動の非定常計算のためのシミュレーションを行うためには、建材の熱湿気の蓄積と輸送特性を知る必要がある。蓄熱と熱伝導についてはよく知られており、相変化(潜熱効果)を伴う水蒸気拡散による熱輸送は、湿気輸送との関連において考察しなくてはならないため、ここでは保水と湿気輸送の現象に限定して述べる。氷の融解熱と熱工学的特性が関係する凍結・融解のプロセスに関する詳しい分析については、[3]を参照していただきたい。

#### 保水性

建材には吸湿性のあるものとないものがある。 吸湿性建材の場合、建材は乾燥した状態から周囲 の条件における平衡湿度に達するまで空気中の水 分を吸収する。この水分の吸着は主として周囲の 相対湿度に依存し、周囲の温度はさほど影響を及 ぼさないため、保水性は建材に特有の吸着曲線に よって表すことができる。図3は吸湿性の非常に 異なる建材試料の吸着曲線(または吸着等温線) を示している。吸着等温線は実験室で建材試料を 様々な環境条件に晒した結果得られる。計測範囲 の相対湿度上限はおよそ95%である。これは、そ れ以上の湿度ではほとんどの気候実験室の調節特 性により、サンプルに結露が生じるからである。 この湿度を超える自然飽和までの、通常の検湿器 で計測できない湿度の範囲については、[9]に記 された吸引力の計測を行う必要がある。

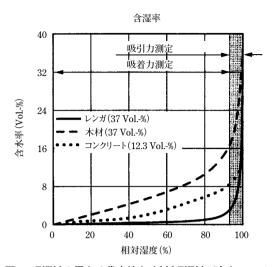


図3 吸湿性の異なる代表的な建材(吸湿性が小さい:レンガ、中程度:コンクリート、大きい:木材)の保水性

この計測方法ではまず水中で建材試料を自然飽 和させる(圧をかけない)。次に最大100barまで の様々な圧力段階において, 脱水を行う。その際, 各圧力段階で平衡水分含有率が得られる。この計 測の結果、およそ95%の相対湿度を超える範囲に 関する保水性を知ることができる(図3の右端の 網で示された部分)。この領域は従来の吸着等温 線の後に切れ目なく続く。レンガのような、孔の 粗い鉱物性建材の場合、相対湿度95%を超える領 域は95%以下の領域よりも大きく、原則として吸 水実験による分析を欠かすことができない。コン クリートのような多孔質建材の吸湿性は相対湿度 93%で既に非常に高く、それ以上の自然飽和まで の領域における変化も外挿法により正確に計算す ることができる。木材も同じように相対湿度95% 以下の領域でかなりの水分を吸水するため、ほと んどの場合は自然飽和状態までの外挿法で十分で ある。吸湿性のない、ガラスや金属あるいは一部 の発泡樹脂建材では融点を下回らない限り水分は 蓄積されない。これらの材料は相対湿度100%以 下の環境で完全に乾燥する。

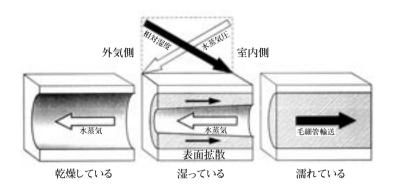


図4 冬のコンクリート壁細孔内の異なる含水率における湿気輸送現象

#### 湿気輸送

多孔質建材における湿気輸送は主として水蒸気 拡散、表面拡散および毛細管輸送によって行われ る。固定された細孔構造を持たないプラスチック のような建材では、高分子の間に水分子が蓄積さ れ、いわゆる溶液拡散が起こる。これまでの経験 から、この種の拡散は水蒸気拡散の式によって表 すことができる。この場合、通常の水蒸気拡散と は異なり拡散抵抗は周囲の湿度に依存する。水飽 和されていない孔隙における重力による水の流れ や電場における水分子の移動、あるいは浸透圧に よる輸送などのその他の湿気輸送についてはまだ 十分に計算することができない。これらの現象は 例外の場合のみ重要となるのでここでは考察され ない。また、室内外の気圧差により湿気を帯びた 室内空気が建築部位を通過するといった対流の現 象もここでは考慮されない。気密性は建物の外郭 に対する中心的な要求であるため,空気の対流は, 建築上の欠陥や不適切な建築部位建材などの計画 どおり施工されていない箇所のみで起こる。この ため、対流をあらかじめ計算することは不可能で あり、その実際の状態は三次元的な気流メカニズ ムのシミュレーションプログラムのみによって掌 握され得る。

主要な湿気輸送の相関を示しているのが図4で ある。図は壁体の細孔を表しており、この毛細管 の両側は暖房期間の通常の境界条件となってい る。すなわち蒸気圧は室内側は外気側よりも高く. 相対湿度は外気側の方が室内側よりも高い。建材 が十分乾燥しているか、吸湿性でない場合、水蒸 気は蒸気圧差に応じて室内側から外気側に移動す る。建材が多くの湿気を含み、吸着水の水膜が細 孔内壁上で動くようになると(相対湿度およそ 60%を超えるとこの現象が起こる). 通常の水蒸 気拡散の他に、吸着された水によるいわゆる表面 拡散が細孔内壁で起こる。吸着された水の分子層 の厚さ、もしくは可動性が相対湿度の上昇に伴っ て増加するため、[9]で証明されるように、湿気 輸送は吸着水の水膜中の蒸気圧差とは逆方向に, 吸着水濃度の高い領域から低い領域に起こる。従 って表面拡散の駆動力は相対湿度であり、水蒸気 圧ではない。表面拡散とはつまり液水輸送であっ て、気相の水蒸気拡散ではないのである。しかし、 多くの場合、表面拡散を水蒸気拡散に加算しても 差し支えない。当該建築部位の建材層の間に大き な温度差が発生しなければ、この計算方法でも両 方の輸送現象を厳密に分けて計算した場合と結果 は同じになる。

表面にあたる強い雨などにより建材内に95%以上の相対湿度が生じる場合、細孔が充填され、いわゆる毛細管現象が生じる。これは最も有効な湿気輸送の形態である。このための駆動力は毛細管の負圧である。この負圧は細孔内の空気と水との界面におけるメニスカス中の水の表面張力によって生じる。毛細管の負圧はメニスカス上の相対湿度と関数関係にある。すなわち、液相における駆動力は、気相における一定の相対湿度に相応する。毛細管の負圧の代わりに相対湿度を毛細管輸送の力として使うこともできるということである。

この例はしばしば生じる, 水蒸気拡散と液水輸 送の逆方向への輸送をはっきりと示している。水 蒸気拡散はほとんどの場合、温度の高い方から低 いほうに向かって生じ、液水輸送はこれに対して ほとんどの場合、温度とは無関係に湿っている方 から乾燥している方に向かって起こる。実地では、 鉱物性建材中に生じる冬の結露における毛細管輸 送の逆流として知られているこの現象もまた、計 算モデルの中で正確に捉えられなくてはならな い。これは水蒸気拡散と液水輸送には異なる駆動 力が設定されなくてはならないということであ る。この関連において特に有効なのは、温度と相 対湿度を輸送力として選択することである。水蒸 気拡散の駆動力としての水蒸気圧はこの二つの値 から明確に特定される。どちらの力も建築部位断 面において安定して推移し、含水率のように建材 の境界で大きな差が生じない。次号に記述する熱 と湿気に関する物性値と境界条件もこの方法で簡 単に特定することができる。

#### 4. 文献

[1] WTA-Merkblatt(注意書き)6-2-01/E:Simulation of Heat and Moisture Transfer.

(熱湿気移動のシミュレーション) 2002年5月http://www.wta.de

- [2] Cammerer,J.とAchtziger,J.:建材と断熱材の熱伝導率への湿気の影響。BmBau研究計画に関する報告書BI 5-80083-4,1984
- [3] Künzel H.M.; Simutaneous Heat and Moisture Transport in Buiding Components.-One-and two-dimensional calculation using simple parameters (建築部位における熱湿気同時移動。簡単なパラメータを使った一次元・二次元計算) IRB出版(1995)。

Reprint:http://docserver.fhg.de/ibp/1995/kuenzel/001/pdf

- [4] Arnold,A.: 塩類 -不快な白華もしくは劣化の主要原因。石の崩壊と保存 年間報告書 1990, Ernst&Sohn出版 P.1~9
- [5] Sedlbauer,K. And Künzel,H.M.: Frost Damage of Masonry Walls A Hygrothermal Analysis by Computer Simulations(石壁の凍害 ーコンピュータ・シミュレーションによる熱湿気性状解析)。Journal of Thermal Envelope & Building Science Vo. 23(2000), No.3, P.277~281
- [**6**] DIN 68800-2: 建築物における木材の保護のための予防 的措置。1996年5月
- [7] Sedlbauer,K: Prediction of mould fungus formation on the surface of and inside building components (建築部位表面および内部におけるカビ繁殖の予測)。シュツットガルト大学博士論文,2001年,http://docserver.fhg.de/ibp/2001/sedlbauer/001.pdf
- [8] Cziesielski,E.: 鉄筋コンクリート建築における腐食による損傷のエネルギー工学的に正しい改修方法。Bauphysik 13 (1991),No.5, P.138~143
- [9] Krus,M.:Moisture Transport and Storage Coefficients of Porous Mineral Building Materials(多孔質の鉱物性建材に おける湿気移動と保湿係数)IRB出版 シュツットガルト 1996年



□1973年10月に起こった石油危機は全世界をパニック状態に陥れた。それまで1バレル\$2の原油価格が一気に10倍の\$20になった。その煽りを受けて、日本ではトイレットペーパー騒動が起こり、一般消費者は大変な目に遭うことになった。

政府も腰を上げ、翌年1974年4月から、当時の 通商産業省工業技術院が中心となって、サンシャイン計画が発足した。石油代替エネルギーとして の原子力にはすでに大量の予算が計上されていたが、太陽エネルギーを始めとする自然エネルギー 利用はまだ生まれたての赤ん坊のようであった。 それでも将来のエネルギー不足を心配する人々は 多く、このサンシャイン計画はかなりの関心を呼んでいた。

サンシャイン計画の内容は、太陽エネルギー、 地熱エネルギー、水素エネルギー、石炭の液化・ ガス化の4本柱から成り、サンシャインという名



写真1 早稲田大学58号館屋上の太陽熱冷房実験装置の前で。手作りのパラボリックシリンダー集熱器を 鉄骨の架台に載せ、全体をチェーンブロックで上下 させて太陽の軌道にあわせる。(1973年)

称はこれらを全体として輝かしい夢を象徴する言葉として使われ、外国にもJapan's Sunshine Projectとして広く知れ渡った。西暦2000年までに日本のエネルギー需要の相当部分を賄うことを目標としてそのための技術研究開発を行うというものであった。その27年間に総計1兆円を投ずるという計画は莫大なものとして一般の期待を寄せられたが、原子力に比べればほんの僅かの額であった。現在すでに目標設定の2000年はとっくに過ぎ、予算も大体予定の1兆円を消化したが、総エネルギー需要に占める自然エネルギーの割合はまだ1%にも満ちていない。

□上の4つの柱のうち、太陽エネルギーはその中心であったが、太陽熱給湯と暖房とは既存技術の延長上で実現可能と判断され、研究開発としては、太陽熱冷房、太陽熱発電、太陽光発電に取り組むことになった。その中でも太陽熱による冷房は最も可能性の高いものとして吸収冷凍機と高性能の集熱器の開発から開始され、代表的なメーカーがそれぞれ新機種を発表した。

太陽熱冷房の実験研究は1960年代にアメリカのファーバーなどが行っており、実は私の研究室で



写真2 サンシャイン計画の大分大 学エネルギー工学科校舎。屋 上に平板集熱器と手前に機械 室棟が見える。

も1972年から始めていたが、雲を掴むようなものだった<sup>1)</sup>。**写真1**に学生が作った実験装置を示す。サンシャイン計画の発足当初から、私はその推進委員に委嘱され、この計画に参画していた。41歳の若さだったが、他に適当な人がいなかったかららしい。

□サンシャイン計画では、実証実験と称して、新しく開発された機器を組み合わせたシステムを実際の建築に適用した例として4種の実験建築が建設され、精密測定による性能検証も行われた。その1は吸収冷凍機と真空管型集熱器を備えた大阪枚方の新築個人住宅、その2はランキンサイクルエンジンの小型冷凍機と平板集熱器を備えた神奈川県綾瀬の既築個人住宅、その3はランキンサイクルエンジンの大型冷凍機と平板集熱器を備えた東京調布の集合住宅、その4は二重効用吸収冷凍機と平板集熱器を備えた大分大学の校舎建築であった。集熱器には当時競って開発された選択膜がいずれの建築にも使用された。

これらの実証実験には、大手の建設会社やメーカーが参加していた。建築設計やシステム設計に 当たっては、私もサンシャイン計画推進委員の立 場から意見を述べる機会もあったが、大体はそれ らの大企業の技術者によって着々と仕事が進めら れていた。その中でのこぼれ話を一つ。 それは上のその4のプロジェクトで、大分大学の新設のエネルギー工学科の4階建て校舎の設計段階のときであった。私は平板集熱器と校舎との一体化設計を主張したが、校舎は文部省、集熱器は通産省の所有なので、陸屋根の上に架台を載せて集熱器を設置する、という。また、機械室も地下に設置すべきと進言したところ、校舎の南側に機械室が別棟に設置されてしまった。実証実験終了後は集熱器も機械室も撤去することになっていたからであった。写真2にその不釣合な姿を示す。数年の測定終了後、集熱器と機械室は結局文部省に移管されて運転が継続されていた。

一方,ソフトの面でもサンシャイン計画による研究開発が進められた。日射量を始めとする日本各地の気象データの作成には、気象庁の吉田作松博士を中心とした研究グループが取り組み、コンピュータ利用に適した形で提供する作業が進められた。これは後のアメダスデータの普及につながってゆく。建築の太陽熱暖冷房給湯の年間エネルギー需要予測の方法に関する研究は、空気調和・衛生工学会がサンシャイン計画からの委託を受けて1975年から3年間委員会形式で行われた。これには私が代表として参画した。

□サンシャイン計画の太陽エネルギーの別の分野 として、太陽熱発電と太陽光発電がある。太陽熱



写真3 アメリカ・ウイスコンシン 大学太陽エネルギー研究所の ダフィー教授訪問の際、サン シャイン計画担当の工業技術 院研究開発官小林久雄氏、名 古屋工業技術試験所の野口哲 男博士と一緒に。(1976年)

発電は、従来の石油火力や石炭火力で使われる蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの代わりに太陽熱を使うという発想に基づく。したがって、太陽熱を300℃以上の高温で集めなければならない。1950年代から名古屋工業試験所の野口哲男博士が手掛けておられた太陽炉では鏡とレンズで太陽熱は3000℃以上で集められていた。この技術を援用してサンシャイン計画では、タワー型とパラボリックシリンダー型の2種類の太陽熱発電装置が考案された。それぞれ1MWの太陽熱発電所が昔の塩田であった香川県仁尾町に設置され、四国電力の系統に繋がれて、数年間運転された。

当初予定のデータ収集が終わった段階で,運転・保守管理のコストがかかるという理由で,四国電力は引き取らず,数年後に解体されてしまった。推進委員会でも,同じ緯度の中国の砂漠などに移築したらという意見も出たが,実証試験終了までという当初の計画であったとのこと。そのため,太陽熱は全部駄目という風評が流れて,屋根の温水器までが駄目という印象を一般に与えてしまったのは残念であった。

一方,太陽光発電の技術開発は,当初なかなか進まなかった。当時1Wあたり3万円ぐらいした太陽電池は灯台やブイなど送電線の届かない僻地で使用されていたが,サンシャイン計画での目標は,

このコストを2桁以下に下げることであった。いくつかの新しいタイプの太陽電池の開発が成功して、次第にこれがサンシャイン計画の中軸となってきた。1993年度からニューサンシャイン計画と名称も一新して、太陽電池ばかりでなく、高性能の蓄電池、インバーター、電源保護装置などの周辺機器の開発も本格化し、実用化に向けた取り組みが日の目を見るに至ってきた。

住宅に太陽電池を設置する場合には、政府の補助金が1993年から交付されるようになり、ソーラーハウスといえば太陽電池を搭載した家というのが一般的な印象になってきた。公共建築では設置費の半額補助もあって、実例は毎年増えてきている。太陽電池の生産量も日本は世界一となって、この分野で世界をリードしている。

サンシャイン計画の太陽エネルギー以外の分野 についても、それぞれ成果はあがっているが、私 の担当の範囲外でもあるし、ここでは省略する。 [文献]

- 木村建一,宇田川光弘他:太陽熱利用冷房に関する基礎研究,その1~その4,日本建築学会大会学術講演梗概集,(1973),pp.347-354
- 2) 木村建一, 宇田川光弘他: 水平パラボリックシリンダー型集熱器を用いた太陽熱冷房の実験研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集 (1975.10), PP.401-402

#### 試験設備紹介

## 自動遠心抽出装置

中央試験所

道路の舗装用に製造されるアスファルト混合物・アスファルト処理混合物は、土木仕様書等に基づいて各種試験を行い、その品質を確認する必要があります。三鷹試験室では、実際に現場で施工されたアスファルト混合物・アスファルト処理混合物から任意に抜き取りを行ったコア供試体を用いて密度および抽出試験を行っています。これらの試験によって、アスファルト舗装の締め固め度、この中に含まれるアスファルト量および骨材の粒度が所定の品質かどうかを把握する事が出来ます。

この度,この抽出試験に使用する自動遠心抽出 装置を新たに導入しましたのでここに紹介します。

- ■この装置は、道路試験方法便覧別冊(暫定試験方法)[(社)日本道路協会]に規定されているアスファルト抽出試験方法の自動遠心分離抽出方法に対応しているもので、アスファルト混合物の抽出から乾燥までを全自動で行う事が出来ます。
- ■特徴として、試験装置の操作がタッチパネル式となり、抽出試験の進行状況や終了時間がリアルタイムで把握出来る様になりました。また、試験装置の冷却方式が水冷式になり、アスファルト混合物の抽出を行っている試験槽を直接冷やす事が可能となり、次の抽出試験を行うまでの時間が大幅に短縮され、作業性が向上しました。これにより、試験が迅速に行える事に加え、排気部分に活性炭フィルターを装着した事によって、作業環境や周辺環境に配慮されたものとなっております。主な仕様を表に示します。

#### 表 自動遠心抽出装置の主な仕様

名	称	自動遠心抽出装置 MODEL NO.ANI-700-3
製造会社	名	株式会社 岩田工業所
寸	法	幅:2000㎜,奥行き:780㎜,高さ:1800㎜
冷却方	式	水冷式
電	源	AC200V 3相
備	考	活性炭フィルター(オプション)



写真1 自動遠心抽出装置



写真 2 試験槽



写真3 タッチパネル

三鷹試験室では、この他の建築・土木材料試験を行っておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

問合せ先:三鷹試験室 20422-46-7524

(文責:工事材料部三鷹試験室 鈴木秀治)

## 建材試験センターニュース

## ニュース・お知らせ

「小形チャンバー法による ホルムアルデヒド・VOC測定 技術講習会」を開催します

性能評価本部

建築材料・家具・機材から発生する揮発性有機 化合物質に起因する健康障害を防いで、健康で快 適な居住環境を確保することが求められてきてお ります。

これら揮発性有機化合物などの化学物質を測定するには高度な技術力が必要とされますが、今回当センターではホルムアルデヒド・VOCなどの化学物質の測定技術向上に向けた講習会を下記のとおり開催することにいたしました。

この講習は、測定実務において所定の測定精度を得るために必要となる知識を習得していただくために開催するもので、試験法の理論的背景やノウハウなどに至るまで幅広く実施いたします。また、講習終了後にはセルフチェック方式による理

解度確認を実施し、後日、受講修了書を発行いた します。皆様のご参加をお待ちしております。

□開催日時:平成18年1月31日(火)

10:30 (開場10:00) ~17:00 (予定)

□受講料:1人30,000円(税込)

□会場:鉄鋼会館 801会議室

東京都中央区日本橋茅場町3-2-10

·東西線茅場町駅12番出口 徒歩5分

・日比谷線茅場町駅2番出口 徒歩5分

TEL 03-3669-4856

□定員数:100名(定員になり次第締め切らせて

いただきます。)

□申込方法: 所定の申込み用紙(下記アドレス参

照)にてお申し込み下さい。

◆ホルムアルデヒド・VOC測定技術講習会 のご案内(詳細)

http://www.jtccm.or.jp/seino/ko\_voc.htm

◆お問い合わせ先:適合証明課

TEL 03-3664-9217 tekigou@jtccm.or.jp

## ISO 9001 · ISO 14001 登録事業者

#### ISO 9001 (JIS Q 9001)

ISO審査本部では、下記企業(3件)の品質マネジメントシステムをISO9001(JIS Q 9001)に基づく審査の結果、適合と認め平成17年11月11日付で登録しました。これで、累計登録件数は1901件になりました。

#### 登録事業者(平成17年11月11日付)

ISO 9001 (JIS Q 9001)

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RQ1899*	2001/01/30	ISO 9001:2000 (JIS	2006/01/31	田畑建設株式会社	秋田県大仙市藤木字中野	土木構造物の施工("7.3 設計・
		Q 9001:2000)			中10番地	開発"を除く)
RQ1900*	2000/07/28	ISO 9001:2000 (JIS	2006/01/29	株式会社丸茂組	秋田県大仙市花館字間倉	土木構造物の設計及び施工
		Q 9001:2000)			157-6	建築物の設計、工事監理及び施工
RQ1901	2005/11/11	ISO 9001:2000 (JIS	2008/11/10	三共エンジニアリング	愛媛県四国中央市中之庄	プラント設備の設計、施工
		Q 9001:2000)		株式会社	町1700番地	環境・リサイクルプラントの開発
				(メンテナンス部資材営		建築物及び土木構造物の設計、
				業課を除く)		施工
						各種機械設備の保守、修理("7.3
						設計・開発"を除く)

<sup>\*</sup>他機関からの登録移転のため、登録日・有効期限の設定が他と異なっております。

#### ISO 14001 (JIS Q 14001)

ISO審査本部では、下記企業(4件)の環境マネジメントシステムをISO14001(JIS Q 14001)に基づく審査の結果、適合と認め平成17年11月26日付けで登録しました。これで累計登録件数は453件になりました。

#### 登録事業者(平成17年11月26日付)

ISO 14001 (JIS Q 14001)

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RE0450	2005/11/26	ISO	2008/11/25	有限会社牧野建設	沖縄県豊見城市与根207-2	有限会社牧野建設及びその管理下に
		14001:2004/				ある作業所群における「土木構造物の
		JIS Q				施工」に係る全ての活動
		14001:2004				
RE0451	2005/11/26	ISO	2008/11/25	株式会社道北土木	北海道苫前郡羽幌町北3条2丁目15	株式会社道北土木及びその管理下に
		14001:2004/			番地	ある作業所群における「土木構造物の
		JIS Q				施工及び道路維持管理工事」に係る全
		14001:2004				ての活動
RE0452	2005/11/26	ISO	2008/11/25	株式会社ヤマト	沖縄県石垣市宮良1055-18	株式会社ヤマト及びその管理下にある
		14001:2004/				作業所群における「土木構造物の施工」
		JIS Q				に係る全ての活動
		14001:2004				
RE0453	2005/11/26	ISO	2008/11/25	椿建設株式会社	山口県萩市大字下田万948番地1	椿建設株式会社及びその管理下にある
		14001:2004/				作業所群における「土木構造物の施工」
		JIS Q				に係る全ての活動
		14001:2004				

## OHSAS18001登録事業者

ISO審査本部では、下記企業について、労働安全衛生マネジメントシステム規格OHSAS18001による審査登録制度に基づき審査した結果、適合と認め平成17年11月26日付で1件登録しました。

#### 登録事業者(平成17年11月26日付)

OHSAS 18001

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住	所	登録範囲
RS0019	2005/11/26	OHSAS 18001:1999	2008/11/25	椿建設株式会社	山口県萩市大字		椿建設株式会社及びその管理下にある 作業所群における「土木構造物の施工
		10001.1000					に係る全ての活動

## 建築基準法に基づく性能評価書の発行

性能評価本部では、建築基準法に基づく構造方法等の性能評価において、平成17年11月1日から11月30 日までに52件の性能評価書を発行し、累計発行件数は2385件となりました。

なお、これまで性能評価を終了した案件のうち、平成17年11月末までに掲載の申込みがあった案件は次の通りです。

#### 建築基準法に基づく性能評価終了案件(平成17年11月末までの掲載申込み分)

受付番号	完了日	性能表示の区分	性能評価の項目	件 名	商品名	申請者名
05EL126	2005/11/11	令第1条第五号	準不燃材料	すぎ単板張/基材(準不燃材料)の性能評価	網代	株式会社木曽アル テック社
05EL139	2005/11/1	法第2条第九号	不燃材料(20分)	オレフィン樹脂系フォーム裏張/塗装溶融55%	フネンエース	古河電気工業株式
		(令108条の2)		アルミニウムー亜鉛合金めっき鋼板の性能評価		会社
05EL142	2005/10/26	法第2条第八号		グラスウール充てん/軽量セメントモルタル塗・	ラスモル	富士川建材工業株
			壁 30分	ポリエチレンフォーム保温板重張・普通合板表		式会社/古河電気工
				張/せっこうボード裏張/木造軸組造外壁の		業株式会社/株式会
				性能評価		社フォーム化成/株
						式会社ハシヅメ
05EL145	2005/10/26	令第1条第五号	準不燃材料	ほたて貝がら粉末塗材塗/塩化ビニル樹脂系	チャフウォール(ビニ	株式会社チャフロー
				壁紙張/基材(準不燃材料)の性能評価	ルクロス下地仕様)	ズコーポレーション
05EL170	2005/11/18	令第1条第五号	準不燃材料	セルロース繊維系壁紙張/基材(準不燃材	トミタ繊維系壁紙	株式会社トミタ
				料)の性能評価		
05EL171	2005/11/18	法第2条第九号	不燃材料(20分)	セルロース繊維系壁紙張/基材(不燃材料(金	トミタ繊維系壁紙	株式会社トミタ
		(令108条の2)		属板及びせっこうボードを除く))の性能評価		
05EL211	2005/11/21	法第2条第八号	D 17 11111 - 11117 1	グラスウール充てん/木繊維混入セメントけい	モイスPC30面材フリー	
			壁 30分	酸カルシウム板表張/けい酸カルシウム板裏張		株式会社
				/木製軸組造外壁の性能評価		
05EL232	2005/11/25	法第2条第七号	耐火構造 柱 60	繊維混入セメント押出成形板/吹付ロックウー	アレスト合成 (RW)	株式会社ノザワ
		(令107条)	分	ル合板被覆/鉄骨柱の性能評価	С1-Н	
05EL233	2005/11/25	法第2条第七号	耐火構造 柱 60	繊維混入セメント押出成形板/吹付ロックウー	アレスト合成 (RW)	株式会社ノザワ
		(令107条)	分	ル合成被覆/鋼管柱の性能評価	C1-C	
05EL240	2005/11/24	法第2条第七号	耐火構造 屋根	ポリエチレンフォーム裏張カラーアルミ・ポリスチ	元旦耐火屋根 シ	元旦ビューティ工業
		(令107条)	30分	レンフォーム保温板・木毛セメント板表張/軽量	ングルタルキシステム	株式会社
				鉄骨下地屋根の性能評価		
05EL248	2005/11/18	法第2条第八号	防火構造 耐力	グラスウール保温板充てん/塗装溶融亜鉛めっ	東邦スーパーサイデ	東邦シートフレーム
			壁 30分	き鋼板・硬質ウレタンフォーム・構造用合板表	ィング	株式会社
				張/せっこうボード裏張/木製枠組造外壁の		
				性能評価		
05EL249	2005/11/25	法第2条第七号	耐火構造 屋根	ポリエチレンフォーム裏張太陽電池付アルミニウ	屋根材一体型太陽	三晃金属工業株式
		(令107条)	30分	ム合板塗装板・木毛セメント板重表張/軽量鉄	電池付き横葺	会社
				骨下地屋根の性能評価		
05EL250	2005/11/7	令第20条の5第4	令第20条の5第4	集成材(樹脂含浸)の性能評価	EW8	株式会社エーディー
		項	項に該当する建			ワールド
			築材料			
05EL323	2005/11/25	令第112条第14項	遮煙性能を有す	網入板ガラス入鋼製エレベータ乗り場戸の性能	_	東芝エレベータ株式
		第二号	る防火設備			会社

## 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅型式性能認定書の発行

性能評価本部では、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅型式性能認定において、累計35 件の住宅型式性能認定書を発行しました。

住宅品質確保促進法に基づく住宅	型式性能認定終了案件
-----------------	------------

受付番号	完了日	性能表示の区分	形式の等級	形式の内容	商品名	申請者名
05EL226	2005/11/10	5-1省エネルギー	等級4(Ⅲ地域)	繊維系断熱材を使用した外張り断熱工法に	DK04-HY02-AKA	ダウ化工株式会社
		対策等級		より、省エネルギー対策を講じた住宅	(Ⅲ)	
05EL227	2005/11/10	5-1省エネルギー	等級4(Ⅳ地域)	繊維系断熱材を使用した外張り断熱工法に	DK04-HY02-HAY	ダウ化工株式会社
		対策等級		より、省エネルギー対策を講じた住宅	(IV)	
05EL268	2005/11/11	5-1省エネルギー	等級4(Ⅲ地域)	プラスチック系断熱材を使用した外張り断熱	S-NP外断熱工法	三栄ハウス株式会社
		対策等級		工法により、省エネルギー対策を講じた住宅	(SA-III)	
05EL269	2005/11/11	5-1省エネルギー	等級4(Ⅳ地域)	プラスチック系断熱材を使用した外張り断熱	S-NP外断熱工法	三栄ハウス株式会社
		対策等級		工法により、省エネルギー対策を講じた住宅	(SA-IV)	

## 海外建設資材品質審査証明書の発行

性能評価本部では、平成17年12月13日付で、「海外建設資材品質審査証明事業」において新規申請のあった下記資材について、当該要領に基づき、品質管理及び品質性能について審査を行った結果、適合と判定し、証明書を発行しました。

証明番号	資材名称	適用仕様書	申請者	申請代理人	有効期間
品質審査証第	普通ポルトランドセ	(1) 国土交通省土木工事共通仕	華新南通水泥有限公司	沖縄県生コンクリート協同組	平成17年12月13日
1701号	メント(低アルカリ形	様書	(中国)	合	~
	を除く)	(2) 西日本高速道路株式会社土		沖縄県那覇市港町2-14-1	平成20年12月12日
		木工事共通仕様書			

## JISマーク表示認定工場(旧JIS法)

認定検査課では、下記工場をJISマーク表示認定工場として認定しました。これで、当センターの認定件数は181件になりました。

JISマーク表示認定工場名(平成17年11月8日, 11月29日付)

証明番号	認定年月日	指定商品名	認定工場名	住 所	認定区分
3TC0513	2005/11/8	プレキャストコンク	株式会社マンホール商会茨城工場	茨城県東茨城郡美野里町堅	A5372
		リート製品		倉1698-5	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
					I類
3TC0514	2005/11/29	合成高分子系ル	シーアイ化成株式会社栃木工場	栃木県芳賀郡市貝町赤羽	A6008
		ーフィングシート		2606(赤羽工業団地)	合成高分子系ルーフィングシート
3TC0515	2005/11/29	硬質塩化ビニル	シーアイ化成株式会社栃木工場	栃木県芳賀郡市貝町赤羽	K6745
		板		2606(赤羽工業団地)	プラスチックー硬質ポリ塩化ビニルシ
					ートータイプ,寸法及び特性-第1部:
					厚さ1㎜以上の板
3TC0516	2005/11/29	塩化ビニル樹脂	シーアイ化成株式会社栃木工場	栃木県芳賀郡市貝町赤羽	K6773
		製止水板		2606(赤羽工業団地)	ポリ塩化ビニル止水板

## 情報ファイル

### ニュースペーパー

#### 石綿飛散防止へ強化策

環境省

環境省の「建築物の解体等における石綿飛散防止 検討会」は会合を開き、解体時のアスベスト(石綿) 飛散を防止するため、対象となる建築物の規模要件 撤廃と、規制対象への石綿含有保温材などの追加を 柱とする強化策をまとめた。

この強化策では、現行の大気汚染防止法(大防法)施行令で規定されている、建築物を解体や補修する「特定粉じん等作業」の規模要件「延べ500㎡以上」と「特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上」を撤廃することが適当としている。政府と環境省は、この報告を踏まえ2006年2月までに大気汚染防止法の政省令を改正し、早期の施行をめざす。

2005.11.25 建設通信新聞

#### 省エネ徹底へ 検査体制強化

資源エネルギー庁

経済産業省・資源エネルギー庁は工場、オフィス、店舗などでの省エネルギー対策を徹底させるため、 省エネルギー法に基づく立ち入り検査制度の運用強 化に着手する。

同庁はこれまで省エネルギーセンターと共同で、提出内容が適切に実施されているかを調査する現地調査と、そこで不備が多かった事業所への事前通告による立ち入り検査は行っていた。今後はこれに加え、抜き打ちによる立ち入り検査や検査で発覚した不十分な項目を改善する「合理化計画指示」、それでも従わない場合の、企業名の公表や改善命令の発動といった厳しい対応を実行する。

54

2005.11.11 建設通信新聞

#### 耐震診断・設計登録制度を創設

東京都

東京都都市整備局は、来年度から一級建築士事務所を対象に、耐震診断・耐震設計事務所登録制度を創設する。デザインなどの意匠を専門とする事務所との区別や悪質リフォーム業者を排除することなどがねらい。意匠を専門とする一級建築士事務所と、耐震診断・耐震設計の専門技術を持つ同事務所とを線引きする。登録事務所が増えれば都が発注する耐震設計業務の参加要件にする考えだ。

建築の耐震改修の促進に関する法律施行予定や、 都有施設のリニューアル時期などが重なることなど を背景に「耐震改修に係る設計業務のマーケット拡 大も予想される」(市街地建築部)としている。

2005.11.11 建設通信新聞

### サービスマネジメント規格 ISOへ

国際標準化機構 (ISO)

ITILベースの英国規格「BS15000」のISO化が正式 決定した。12月にも「ISO20000」として概要が公表 され、2007年秋をめどに国際認証としてスタートす る。ITIL(ITインフラストラクチャー・ライブラリ ー)は、英国がまとめたITサービスの管理・運用規 則に関する手引書。民間団体のitSMF(本部英国) が中心となってISO化を推進してきた。BS15000は ITILベースのサービスマネジメントを保証する英国 規格。国際的にも取得が広まっており、現在、世界 12カ国45社が認証を取得。国内でも日立電子サービ ス(横浜市戸塚区)などが取得した。BS15000はサービスマネジメントの品質向上が期待できることか ら、ISO化により、導入に弾みがつくことになりそ うだ。

2005.11.9 日刊工業新聞

#### 日中韓 ISOに共同提案

日本・中国・韓国

日本、中国、韓国は2006年初めに、高齢者や障害者を含め誰でも利用できる「アクセシブル・デザイン」の5規格について国際標準化機構(ISO)に共同提案する。日中韓の3国がISO規格で共同提案するのは今回が初めて。3国が意思を統一して活動することでISOにおける発言力を高め、優位に規格づくりを進める狙いがある。

共同提案するアクセシブル・デザインの規格は「家電製品の報知音」で2規格、「視覚表示物の輝度」「包装容器」「製品の凸記号表示」で各1規格。家電製品の報知音は、耳が不自由な人や高齢者でも聞き取りやすく判別しやすい報知音を規格化する。例えば、洗濯機の洗濯終了を知らせる報知音がある。

2005.11.21 日刊工業新聞

### 品確エキスパート制度 本格運用目指す

日本建設業経営協会

日本建設業経営協会中央技術研究所は「品確エキスパート制度」の運用に向けて12月に発足式を行い、 今年度の試行期間を経て、来年度から本格運用を行うことを予定している。

品確エキスパート制度は、公共工事品質確保促進 法の施行を受けて、工事の良質な品質確保に資する ことを目的に、技術的専門知識、十分な技術経験を 持つ人材を選定、登録。その技術力を活用して、会 員会社が直面する技術的な課題に的確かつ効率的な 解決を図るのが狙い。主な活動内容としては、施工 前、施工中、施工後の技術提案や、問題解決支援ア ドバイス(工種別専門家制度)、第三者評価(技術 士意見書作成)、品確エキスパートの相互交流およ び技術研修などとなっている。

2005.11.24 建設産業新聞

#### エレベーター運転 震度5弱まで

国土交通省

首都圏で最大震度5強を記録した7月の地震で、停止したエレベーター内に人が閉じ込められるケースが多発したことを受け、国土交通省は震度5弱程度までは運転を継続できるようメーカー側に構造や運転システムの見直しを求める方針を決めた。

7月の地震ではエレベーターを支えるロープが昇降路内に引っかかり停止するケースが続発。引っかかりを防ぐ何らかの対策をメーカーが講じるべきだとした。同省は初期微動「P波」を感知して最寄り階に停止する装置の義務づけも検討しており、緊急停止後、安全を確認しながら最寄り階まで低速で運転する機能の開発も求める。

2005.10.29 日本経済新聞

(文責:企画課 田口)

## 外部情報

### 「第13回超音波による非破壊評価シンポジウム」 のご案内

〈主催〉(社)日本非破壊検査協会

〈日時〉平成18年1月24日 (火) 9:20 ~ 17:45 (9:00開場) 平成18年1月25日 (水) 9:20 ~ 17:35 (9:00開場)

〈場所〉きゅりあん(品川区立総合区民会館)小ホール JR大井町駅中央東口徒歩1分 品川区東大井5-18-1

〈**参加費**〉超音波分科会委員及び登壇者 無料 上記以外の方 5,000円

\*参加費は当日受付にてお支払い下さい。

<問合先〉(組日本非破壊検査協会 超音波シンポジウム係 TEL 03-5821-5105 FAX 03-3863-6524\*プログラムなどは当協会へお問い合わせ下さい。

### 「建材試験情報」年間総目次

				建加武贵门	十间秘日人
	巻頭言	寄稿	技術レポート	試験報告	規格基準紹介
1	新年のご挨拶/岩田誠ニ	り組み一新時代の規格・	認証制度を求めて一/坂	頭にあたって」一建設資料 井喜毅◆一般認証指針(乳 向けて一JTCCMのJIS原乳	k)に基づくJTCCMの認
2	建築基準と国際交流/ 小川富由	戸建て住宅の生産と品質保証体制―品確法がもたらしたもの―/藤澤好一	耐火クロス製防火/防煙 シャッターの試験体と異 なる開口幅・高さの検証 について/西田一郎	間仕切り壁の性能試験	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 コンクリート関係 その1ー JSTM C 2101ー/藤巻敏之
3	消防業務の拡大の歩み に思う/山越芳男	「賢材」とは一賢材研究 会を通して一/柳田博 明・松原秀彰	ポリマーセメント系塗 膜防水材の細部構造/ 松原知子	サイレンサーの遮音性能試験	ー日本工業規格ー アスファルトルーフィ ング関係の改正規格
4	建築性能と消費者要 求/井上勝夫		収得して/勝野奉幸◆熱伝導率校正 計古也◆ASNITEの役割と認定校正事	免震装置(ころがり支 承)の耐火性能試験	建材試験センター規格(JSTM) 紹介 JSTM H 5001/小形チャ ンバー法による室内空気汚染濃 度低滅建材の低減性能試験方法
5	自然環境ポテンシャ ル/和美廣喜	住宅の音環境問題と遮 音性能表現/井上勝夫	音響試験における測定の 不確かさ推定に関するケ ーススタディ その2/ 越智寛高・古里均	水幕を用いた防火設備 の仕様確認及び遮炎性 能試験	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 環境関係 その3 JSTM J 6110/藤本哲夫
6	瓦屋根の良さをあらた めて考える/黒田美憲	瓦屋根の耐震実験の 話/五十嵐重雄	粘弾性・粘性ダンパーを 用いた耐震補強壁の動的 繰り返し実験/上山耕平	風量測定管の校正	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 環境関 係 そ の 4 JSTM J 6111/藤本哲夫
7	新JISマーク制度の開始に向けて/片山 啓	伝統木造建築の保存・ 修理技術を現在に生か す/佐藤理	木質系柱の載荷加熱試験/ 斉藤春重 低環境負荷・再生建設資材の開発 に関する研究/福田俊之 他		
8	新しい領域の研究の取り組み一深海底におけるメタンハイドレート 資源開発一/兵動正幸	ITの寵児、鹿児島建築市場 〜建設業の信頼関係で結ば れたオープンな姿への脱皮 を期待する〜/椎野潤	電気炉酸化スラグ細骨材を用いた コンクリートに関する研究 その 1:硬化コンクリートの透水性及 び熱物性/真野孝次、中里侑司	建築工事用シートの溶 接及び溶断火花に対す る難燃性試験	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 コンクリ - ト関係その2 JSTM C 7102/志村明春
9	サステナブル建築の推 進/村上周三	*	電気炉酸化スラグ細骨材を用いた コンクリートに関する研究 その 2:硬化コンクリートの基礎物 性/中里侑司、真野孝次		溶液浸せきによるコンク リートの耐薬品性試験方 法(JSTM C 7401)につ いて/中里侑司
10	生コンの品質保証の歩 み/青木吉夫	特集『新JISマーク表 示制度における製品認 証事業』を開始しまし た	アルミニウム合金製引 き違い窓による脈動圧 水密検証実験/和田暢 治		JIS室内空気質測定法 規格の紹介/天野康
11	住宅のリフォームを考 える/高井憲司	品質マネジメントシステム認証制度と製品・サービスの質/井口新	三次元振動台を用いた 2階建て木造軸組住宅 の実験的研究/川上修		
12	最新の無線情報技術を 建築生産に活用する/ 大久保孝昭	模型による五重塔の振 動実験/河合直人	木質構造建築物の振動試験研究会の取り組み一実大木造住宅の振動台実験の標準化について一/橋本敏男	塩化物量測定器の性能 確認試験	闕 建材 試験 センター 規格 (JSTM) 紹介 JSTM G 7202 (建築用高分子材料のオゾン劣 化試験方法) /清水市郎
11	み/青木吉夫 住宅のリフォームを考える/高井憲司 最新の無線情報技術を 建築生産に活用する/	示制度における製品認証事業』を開始しました 品質マネジメントシステム認証制度と製品・サービスの質/井口新一	アルミニウム合金製引き違い窓による脈動圧水密検証実験/和田暢治 三次元振動台を用いた 2階建て木造軸組住宅の実験的研究/川上修 木質構造建築物の振動試験研究会の取り組み一実大木造住宅の振動台実験の標準化につ		JIS室内空気質 規格の紹介/天野 規格の紹介/天野 働建材試験センタ (JSTM) 紹介 JSTM (建築用高分子材料の)

特集:サステナビリティと建材試験センター事業 ◆サステナビリティとは/野城智也◆わが国におけるサステナビリティ関連法令の 現状/福田俊之◆環境JISの動向と現状/佐川修◆環境問題に関する調査研究及び JISの取り組み/調査研究開発課◆適合証明事業の取り組み/佐伯智寛

## (2005 VOL41. No.1~12)

			(2005 VOL41, No.1~	12/
試験のみどころ・ おさえどころ	試験設備紹介・ 業務紹介	連載	その他	
* 1111-1-11-1	ンター(JTCCM)の取 <b>≜◆新JNLAとJTCCM</b> の	かんきょう随想(1) はじめてのアメリカと 太陽熱利用/木村建一	・年間総目次	1
木造軸組耐力壁の面内 せん断試験方法/赤城 立也	アスファルト針入度測 定試験装置	ひょうじゅん随想(1) 国際標準化と私 ーISO/TAG8をとおし てー/坂田種男	・たより 新JIS制度の動き④ ・内部執筆 住宅基礎コンクリートの品質管理試 験について/西脇清晴	2
	大型恒温恒湿器	かんきょう随想(2) 超高層建築と東京オリ ンピック/木村建一	・内部執筆 「新JIS法における建築材料分野の 製品認証制度」説明会・報告	3
木造床組の面内せん断 試験方法/上山耕平		ひょうじゅん随想(2) 関 連 の 規 格 と 変 遷 ISO/TAG8/坂田種男	・たより 新JIS制度の動き⑤ ・平成17年度事業計画	4
		かんきょう随想 (3) ガラス張り建築と回転 実験室/木村建一	・たより 新JIS制度の動き⑥ ・内部執筆 韓国 防・耐火構造・材料等 防火建 築事情視察見聞録/木村麗	5
木造建築用RC造基礎 に用いるアンカーボル トの引張試験方法/伊 藤嘉則	滑り性試験機	ひょうじゅん随想(3) 建具・金物の国際規格 とわが国の問題/坂田 種男	・内部執筆 中国経済と建築材料産業の現状/町 田清	6
	発熱性試験装置(コー ンカロリーメーター)	かんきょう随想(4) コンピューター利用の 曙/木村建一	・たより 新JIS制度の動き⑦・平成16年度事業報告 ・調査研究報告 JIS A 1414改正に関する調査研 究/菊地裕介・内部執筆 中国経済と建築材 料産業の現状 その2/町田清	7
面材くぎのせん断試験 方法/室星啓和	キセノンアークランプ 式耐候性試験機	ひょうじゅん随想 (4) ISO/TC136一家具及び 厨房設備のISO規格に ついて/坂田種男	・内部執筆 「平成16年度 断熱材フロン回収・ 処理調査」/宮沢郁子 ・たより 新JIS制度の動き®	8
	防耐火小型試験体用マ スクパネル	かんきょう随想(5) 楠田博士との出会い/ 木村建一	・たより 新JIS制度の動き⑨	9
	・業務関連 UR都市機構の保全 工事共通仕様書について/畑中 聡◆「UR都市機構の仕様書技術 基準適合証明」事業について	ひょうじゅん随想 (5) ISO規格に対する我が 国の建築計画系の実 践/坂田種男	・WUFI フラウンホーファー研究所と非定常熱湿気同時移動の シミュレーションプログラムWUFI(その1)/田中辰明 ・たより 新JIS制度の動き⑩ ・調査報告 中国に関する標準規格及び認証制度の紹介/中村杏子	10
フレッシュコンクリートの単 位水量迅速測定方法 その1 高周波加熱乾燥法(電子レン ジ法)/西脇清晴	試験の実施を省略した 建築基準法の性能評価 について	かんきょう随想(6) オール電化のソーラー ハウス/木村建一	・WUFI フラウンホーファー研究所と非定常熱湿気同時移動の シミュレーションプログラムWUFI (その2) /田中辰明 ・たより 新JIS制度の動き⑪・内部執筆 「コンクリート用溶 融スラグ骨材の耐久性評価の標準化調査」報告/天野康	11
フレッシュコンクリートの 単位水量迅速測定方法 そ の2 単位容積質量法(エア メータ法)/西脇清晴		ひょうじゅん随想(6) 日本における建築分野 の工業標準化と規格/ 坂田種男	・WUFI フラウンホーファー研究所と非定常熱湿気同時移動の シミュレーションプログラムWUFI (その3) / 田中辰明 ・たより 新JS制度の動き砂・ドイツ訪問記 フラウンホーファー建築物學研究所との 研究、技術協力およびドイツの住宅建築における省エネ等の取組みの現状/黒木勝一	12

ENTER THE PROPERTY OF THE PROP

## あとがき

本年の景気見通しは、「景気回復の足取りが、ゆっくりではあるがしっかりしたものとなる。」といったところだろうか。企業業績の改善は、中小企業や非製造業にも広がりを見せている。民間設備投資だけでなく、個人消費も堅調に推移するとの見方が強い。アメリカ及びアジアの景気見通しが引き続き明るいことも心強い。

国土交通省の「建設総合統計」で見ると、建設投資額の対前年比は、平成13年度-5.8%、平成14年度-5.5%、平成15年度-6.3%、平成16年度-4.4%となっている。公共部門は全ての年度マイナスであるが、民間部門は平成15年度からプラスになっている。平成17年度は地震、風水害対策の追加公共工事があったため公共部門のマイナスが縮小され、建設投資額全体では対前年比プラスになる可能性がある。

本年度の公共事業予算は引き続き縮小されるので、公共部門の建設投資額はマイナスとなるが、このマイナスは民間建設投資額の伸びでカバーできるのではないか。このような環境のもとで、建設関係企業の景況感は、徐々に改善していくと思う。また、消費者、ユーザーは建設物の安全性、快適性にコストをかける意識を強めていくと思われるが、これも建設関係企業にとって追い風であろう。 (青木)

## 編集をより

かれこれ三代に渡って庭の樹木の手入れでお付き合いしている庭師は、年2回の剪定の他、仕事で通りかかる時に庭の様子を車の中から「いつ頃に来れば適切か」と見ているようです。季節により剪定のやり方が異なり、道具にも工夫があるようです。庭師にとって関わった仕事は一生、さらに世代を超えて付き合うばかりでなく、日々庭を見る者に評価されることになります。

頑固であると同時に、博識、世間の動きにも詳しい親方の仕事中の舎弟への厳しい指示の声などを見聞きしていると職人として心意気が自然と伝わって来ます。安くもなく、早いわけでもありませんが、家の者にとって庭師への信頼感、安心感は絶大なものがあります。今の建築生産・現場に失われたプロフェッショナルとしての姿を無骨で頑固な庭師に見ることが出来ます。

さて、今月号の特集では、民間の確認検査機関の信頼が 大きく揺らいでいるなかで第三者認証機関の役割について 深く掘り下げて論じていただきました。 (町田)

※試験のみどころ・おさえどころ「フレッシュコンクリートの単位水量測定方法|**その3**は2月号に掲載致します。

## 建材試験 情報

1

2006 VOL.42

建材試験情報 1月号 平成18年1月1日発行

発行所 財団法人建材試験センター

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-9-8

友泉茅場町ビル

電話(03)3664-9211(代)

FAX (03) 3664 - 9215

http://www.jtccm.or.jp

発行者 青木信也

編 集 建材試験情報編集委員会

制作協力 株式会社工文社

• 発売元 東京都千代田区神田佐久間河岸71-3

柴田ビル5F 〒101-0026

電話(03)3866-3504(代)

FAX (03)3866—3858

http://www.ko-bunsha.com/

定価 450円(送料・消費税別)

年間購読料 5.400円(送料共・消費税別)

#### 建材試験情報編集委員会

#### 委員長

田中享二(東京工業大学教授)

#### 委 員

青木信也(建材試験センター・常務理事)

町田清(同・企画課長)

棚池 裕(同・試験管理室長)

西本俊郎(同・防耐火グループ統括リーダー代理)

真野孝次(同・材料グループ統括リーダー代理)

渡部真志(同・ISO審査・企画調査室長)

天野 康 (同・調査研究開発課長代理)

今竹美智子(同・総務課長代理)

西脇漕賃(同・工事材料・管理室技術主任)

塩崎洋一(同・性能評定課技術主任)

#### 事務后

高野美智子(同・企画課)

田口奈穂子(同・企画課)

#### 禁無断転載

ご購読ご希望の方は,上記㈱工文社 までお問い合せ下さい。



## 騒音防止のための

## 音響放射の理論と実際

工博 橋本 典久 著

## 音響域および音響設計を総合的に捉えた注目の実務解説書です!!







A5判・264頁・上製本 定価3.150円(本体価格3.000円)

建築音響技術者のみならず、 騒音・振動問題にかかわる 技術者のための総合的技術書です。

#### 著者紹介



1975年3月東京工業大学建築学科卒業、建設会社技 術研究所勤務の後、1997年4月八戸工業大学建築工 学科助教授、1999年同教授、1994年東京大学より博 士(工学):専門は建築音響、騒音振動(特に音響城 振動)。日本建築学会、アメリカ音響学会等会員。

橋本 典久

バ戸工業大学・橋本研究室のホームページ アドレス:http://www.archi.hi-tech.ac.jp/~hasimoto/

#### 第1章 音響と波動の基礎

- 1.1 波動的取り扱いとエネルギー的取り扱い
- 1.2 波動音響理論の基礎
- 1.3 エネルギー音響理論の基礎
- 1.4 共鳴モードと室内音響

#### 第2章 音響域振動の基礎

- 2.1 振動の各種分類と内容
- 2.2 固有振動数と固有モード
- 2.3 振動減衰
- 2.4 加振力による振動の発生
- 2.5 板振動の拡散度指数による振動応答の評価
- 2.6 定常ランダム振動と衝撃振動
- 2.7 構造体中の振動の伝搬

#### 第3章 音響放射の理論解析

- 3.1 音響放射の計算方法の分類
- 3.2 点音源からの音響放射

- 3.3 面音源からの音響放射
- 3.4 線音源からの音響放射
- 3.5 その他の部材の音響放射
- 3.6 閉空間での音響放射
- 3.7 音響放射量の簡単な推定方法と計算手順

#### 第4章 音響放射の数値解析法

- 4.1 離散的数值計算法
- 4.2 波動関数法
- 4.3 有限要素法による音響放射解析
- 4.4 境界要素法による音響放射解析

#### 第5章 音響放射の測定方法と測定例

- 5.1 音響放射パワー測定による音響放射率の算出方法
- 5.2 離散的数値計算法による音響放射率の測定
- 5.3 各種材料の音響放射特性の実測例

#### 第6章 音響放射関連プログラム

### ご注文はFAXで ▶(株) 工文社

〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸71-3 柴田ビル5F TEL 03-3866-3504 FAX 03-3866-3858 http://www.ko-bunsha.com/

<b>二</b>							
貴社名		部署・役職					
お名前							
ご住所	₹	TEL.	FAX.				

泛文聿

書名	定価(税込)	数量	合計金額(送料別)	
音響放射の理論と実際	3,150円			

## ISO単位統一 だから安心

分りやすく、 使いやすいと 評判です!

マ ビギナーからエキスパートまでく

☞ 骨材試験の"ノウハウ"が満載ノ

(財)建材試験センタ

改訂版

# ンクリ

o みどころ·おさえどころ

"ノウハウ"が随所に。 短期間で試験技術の習得が可能。

日本大学 理工学部 建築学科 教授·工博 友澤

本書は、建設材料の試験を幅広く実施している(財)建材試験センターで骨材 試験を実際に担当している技術者が日常の試験業務を通して得た知識に基づい て書かれたものであり、試験を実施する上での"ノウハウ"が随所に示されておりま す。この内容を理解した上で、実際に試験を積み重ねることにより短期間で試験 技術を習得することが可能となると考えられます

本書を参考とし、正しい骨材試験が行われるようになることを期待します。

(本書「すいせんの言葉」より)

## より使いやすい手順書となるよう改訂

(財)建材試験センタ-

本書は、1996年7月に第1版を発行してから、数多くの読者に解りやすい骨材 試験方法のマニュアル本として活用されてきました。しかし、日本の規格も国際整 合化の方向性が示されて以来、国際規格(ISO)に日本工業規格(JIS)の内容と 整合させる作業が進められています。整合性を含めJIS改正の審議されたものの 中には、試験名称、規格番号、試験手順などが新設、改正されたものもあり、近年 では大改正と言えるのではないかと思われます。

これらの改正に伴い、本書もより使いやすい手順書となるよう改訂しました。今 後ともより多くの皆さまにご利用いただければ幸いです。

(本書「改訂にあたって」より)



A5判 164頁 定価2,100円(税込·送料別)

《本書の主な内容/目次より》 試料の採取・縮分、密度・吸水率試験、ふるい分け試験 単位容積質量·実積率·粒形判定実積率試験、微粒分 量試験、有機不純物試験、粘土塊量試験、塩化物量試験、 すりへり試験、安定性試験、軟石量試験、破砕値試験、 密度1.95g/cm<sup>3</sup>の液体に浮く粒子の試験、アルカリシリカ 反応性試験(化学法、モルタルバー法)

ご注文はFAXで ▶(株) 工文社

〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸71-3 柴田ビル5F TEL 03-3866-3504 FAX 03-3866-3858 http://www.ko-bunsha.com/

<b>二八日</b>						,,	-	
貴社名		部署・役職						
お名前								
ご住所	₸	TEL.	FAX.					

注文書

書名	定価(税込)	数 量	合計金額(送料別)
コンクリート骨材試験の みどころ・おさえどころ 改訂版	2,100円		